

(第二類 第一号)

第五十一回国会
衆議院
内閣委員會議録 第三十三号

(五六二)

昭和四十一年五月十日(火曜日)

午前十時四十一分開議

出席委員

委員長 木村 武雄君

理事 伊能繁次郎君

理事 辻 寛一君

理事 藤枝 泉介君

理事 田口 誠治君

相川 勝六君

加藤 高藏君

堀内 一雄君

舊々久保重光君

中村 高一君

橋崎弥之助君

受田 新吉君

出席國務大臣

國務大臣 松野 頼三君

出席政府委員

防衛政務次官 井村 重雄君

防衛庁参事官 鈴木 昇君

防衛施設庁長官 小幡 久男君

防衛施設庁事務官 沼尻 元一君

防衛施設庁総務部長 大浜 用正君

防衛施設庁総務部會計課長 功君

防衛施設庁施設部長 財満 功君

防衛施設庁施設部長 功君

防衛施設庁施設部長 功君

防衛施設庁施設部長 功君

防衛施設庁施設部長 功君

防衛施設庁施設部長 功君

防衛施設庁施設部長 功君

防衛施設庁施設部長 功君

防衛施設庁施設部長 功君

防衛施設庁施設部長 功君

防衛施設庁施設部長 功君

防衛施設庁施設部長 功君

防衛施設庁施設部長 功君

防衛施設庁施設部長 功君

五月六日

委員江崎真澄君辭任につき、その補欠として相川勝六君が議長の指名で委員に選任された。

五月二日

傷病恩給等の不均衡是正に関する請願(今松治郎君紹介)(第三六二四号)

同(木村俊夫君紹介)(第三六二五号)

同(田中龍夫君紹介)(第三六二六号)

同(黒金泰美君紹介)(第三六二八号)

同(羽田武嗣郎君紹介)(第三六二九号)

同(松澤雄蔵君紹介)(第三六三〇号)

少年の非行対策に関する請願外四件(今澄勇君紹介)(第三六二七号)

同外七件(佐々木良作君紹介)(第三六二八号)

同外二十件(竹谷源太郎君紹介)(第三六二九号)

同外四件(吉田賢一君紹介)(第三六三〇号)

同外二件(今澄勇君紹介)(第三六三一〇号)

同外十件(佐々木良作君紹介)(第三六三二〇号)

同外二十件(竹谷源太郎君紹介)(第三六三三〇号)

同外六件(中村時雄君紹介)(第三六三三〇号)

同外十件(吉田賢一君紹介)(第三六三三〇号)

引揚者在外私有財産補償促進に関する請願(正力松太郎君紹介)(第三六三三〇号)

元南満洲鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩給等通算に関する請願外三件(田中龍夫君紹介)(第三六三三〇号)

同(金丸信君紹介)(第三六三七号)

同(二階堂進君紹介)(第三六三八号)

同外二十七件(逢澤寛君外一名紹介)(第三六八九号)

同(江崎真澄君紹介)(第三六九〇号)

同(二階堂進君紹介)(第三六九一〇号)

同外十二件(相川勝六君紹介)(第三六七三〇号)

同外二百九十五件(逢澤寛君紹介)(第三六七三八号)

同外三十一件(逢澤寛君外四名紹介)(第三六七三九号)

同(逢澤寛君外三名紹介)(第三七四〇号)

同外四十八件(愛知揆一君紹介)(第三七四一〇号)

同外五件(赤城宗徳君紹介)(第三七四二〇号)

同外三件(赤澤正道君紹介)(第三七四三〇号)

同外六件(秋田大助君紹介)(第三七四四〇号)

同(天野光晴君紹介)(第三七四五〇号)

同外四件(緩部健太郎君紹介)(第三七四六〇号)

同外三件(荒木萬壽夫君紹介)(第三七四七〇号)

同外四十八件(荒松清十郎君紹介)(第三七四八〇号)

同外二件(有田喜一君紹介)(第三七四九〇号)

同外十一件(安藤覺君紹介)(第三七五〇〇号)

同外一件(井出一太郎君紹介)(第三七五一〇号)

同外八件(宇野宗佑君紹介)(第三七六三〇号)

同外五件(上村千一郎君紹介)(第三七六四〇号)

同外三十一件(植木庚子郎君紹介)(第三七六五〇号)

同外九件(白井莊一君紹介)(第三七六六〇号)

同外三十四件(内海安吉君紹介)(第三七六七〇号)

同外五件(浦野幸男君紹介)(第三七六八〇号)

同外二十三件(江崎真澄君紹介)(第三七六九〇号)

同外二十件(遠藤三郎君紹介)(第三七七〇〇号)

同外二十三件(小笠公昭君紹介)(第三七七一〇号)

同外十八件(小川平二君紹介)(第三七七二〇号)

同外五件(小沢辰男君紹介)(第三七七三〇号)

同外二十件(小淵恵三君紹介)(第三七七四〇号)

同外十一件(大石八治君紹介)(第三七七五〇号)

同外三十二件(大石武一君紹介)(第三七七六〇号)

同(大泉寛三君紹介)(第三七七七〇号)

同外二十九件(大久保武雄君紹介)(第三七七八〇号)

同外十一件(大倉三郎君紹介)(第三七七九〇号)

同外六件(大高康君紹介)(第三七八〇〇号)

同外十三件(大坪保雄君紹介)(第三七八一〇号)

同外三件(大野明君外四名紹介)(第三七八二〇号)

同外四件(大橋武夫君紹介)(第三七八三〇号)

同外七件(大平正芳君紹介)(第三七八四〇号)

同外二件(岡崎英城君紹介)(第三七八五〇号)

同外十九件(押谷富三君紹介)(第三七八六〇号)

同外二十三件(加藤高藏君紹介)(第三七八七〇号)

同外六件(加藤常太郎君紹介)(第三七八八〇号)

同外一件(賀屋興宣君紹介)(第三七八九〇号)

同外七件(海部俊樹君紹介)(第三七九〇〇号)

同外一件(金子一平君外四名紹介)(第三七九一〇号)

同(金子岩三君紹介)(第三七九二〇号)

同外十八件(上林山榮吉君紹介)(第三七九三〇号)

同外二十三件(神田博君紹介)(第三七九四〇号)

第一類第一号

内閣委員會議録第三十三号 昭和四十一年五月十日

- 同(龜岡高夫君紹介)(第三七九五号)
同外十三件(鴨田宗一君紹介)(第三七九六号)
同外二件(川崎秀二君紹介)(第三七九七号)
同外九件(川野芳滿君紹介)(第三七九八号)
同外七件(菅野和太郎君紹介)(第三七九九号)
同外十件(木部佳昭君紹介)(第三八〇〇号)
同外二件(木村剛輔君紹介)(第三八〇一号)
同外四件(木村武雄君紹介)(第三八〇二号)
同外七件(木村武千代君紹介)(第三八〇三号)
同外二件(木村俊夫君紹介)(第三八〇四号)
同外三件(吉川久衛君紹介)(第三八〇五号)
同外二件(清瀬一郎君紹介)(第三八〇六号)
同(久野忠治君紹介)(第三八〇七号)
同外十二件(久保田円次君紹介)(第三八〇八号)
同外八件(草野一郎平君紹介)(第三八〇九号)
同外三件(鯨岡兵輔君紹介)(第三八一〇号)
同外六件(熊谷義雄君紹介)(第三八一一号)
同(倉石忠雄君紹介)(第三八一二号)
同外四件(藏内修治君紹介)(第三八一三号)
同外六件(黒金泰美君紹介)(第三八一四号)
同外十五件(小泉純也君紹介)(第三八一五号)
同外四件(小金義照君紹介)(第三八一六号)
同(小坂善太郎君紹介)(第三八一七号)
同外三件(小島徹三君紹介)(第三八一八号)
同外九件(小平久雄君紹介)(第三八一九号)
同外十四件(小宮山重四郎君紹介)(第三八二〇号)
同外十一件(小山長規君紹介)(第三八二一号)
同外四件(河本敏夫君紹介)(第三八二二号)
同外一件(瀧藤彌三君外四名紹介)(第三八二三号)
同外三十五件(佐々木義武君紹介)(第三八二四号)
同外十二件(佐藤洋之助君紹介)(第三八二五号)
同外五件(齋藤邦吉君紹介)(第三八二六号)
同外五十五件(坂田道太君紹介)(第三八二七号)
同外十三件(坂村吉正君紹介)(第三八二八号)
同外三件(櫻内義雄君紹介)(第三八二九号)
同外六件(四宮久吉君紹介)(第三八三〇号)
同外六件(志賀健次郎君紹介)(第三八三一号)
同外三件(始関伊平君紹介)(第三八三二号)
同(重政誠之君紹介)(第三八三三号)
同(渡谷直藏君紹介)(第三八三四号)
同外一件(進藤一馬君紹介)(第三八三五号)
同外十件(砂田重民君紹介)(第三八三六号)
同(砂原格君紹介)(第三八三七号)
同外八件(瀬戸山三男君紹介)(第三八三八号)
同外四十件(關谷勝利君紹介)(第三八三九号)
同外四件(田川誠一君紹介)(第三八四〇号)
同外五十四件(田口長治郎君紹介)(第三八四一号)
同外七件(田澤吉郎君紹介)(第三八四二号)
同外一件(田中榮一君紹介)(第三八四三号)
同外九件(田中角榮君紹介)(第三八四四号)
同外八件(田中彰治君紹介)(第三八四五号)
同外十五件(田中彰治君外二名紹介)(第三八四六号)
同外二百四十一件(田中龍夫君紹介)(第三八四七号)
同(田中正巳君紹介)(第三八四八号)
同外一件(田中六助君紹介)(第三八四九号)
同外一件(田村元君紹介)(第三八五〇号)
同(田村良平君紹介)(第三八五一号)
同外十八件(高橋清一郎君紹介)(第三八五二号)
同(高橋禎一君紹介)(第三八五三号)
同外十六件(高見三郎君紹介)(第三八五四号)
同外十五件(竹内黎一君紹介)(第三八五五号)
同外五件(竹下登君紹介)(第三八五六号)
同外二十一件(竹山祐太郎君紹介)(第三八五七号)
同外十六件(館林三喜男君紹介)(第三八五八号)
同(谷川和雄君紹介)(第三八五九号)
同外十五件(千葉三郎君紹介)(第三八六〇号)
同外十八件(中馬辰猪君紹介)(第三八六一号)
同(中馬辰猪君外一名紹介)(第三八六二号)
同(塚田徹君紹介)(第三八六三号)
同外五件(塚原俊郎君紹介)(第三八六四号)
同外六十九件(辻寛一君紹介)(第三八六五号)
同外三十七件(網島正興君紹介)(第三八六六号)
同外六件(渡海元三郎君紹介)(第三八六七号)
同外三件(登坂重次郎君紹介)(第三八六八号)
同外二件(徳安實藏君紹介)(第三八六九号)
同外二十三件(床次徳二君紹介)(第三八七〇号)
同外二十一件(内藤隆君紹介)(第三八七一号)
同外五件(中垣國男君紹介)(第三八七二号)
同(中川俊思君紹介)(第三八七三号)
同外六件(中島茂喜君紹介)(第三八七四号)
同外二十六件(中曾根康弘君紹介)(第三八七五号)
同外七件(中野四郎君紹介)(第三八七六号)
同外四十九件(中村幸八君紹介)(第三八七七号)
同外一件(中村庸一郎君紹介)(第三八七八号)
同外十二件(中山榮一君紹介)(第三八七九号)
同外三件(永田亮一君紹介)(第三八八〇号)
同(永山忠則君紹介)(第三八八一号)
同(瀧尾弘吉君紹介)(第三八八二号)
同外一件(二階堂進君紹介)(第三八八三号)
同外六件(丹羽喬四郎君紹介)(第三八八四号)
同外一件(丹羽兵助君紹介)(第三八八五号)
同外五件(西岡武夫君紹介)(第三八八六号)
同外三件(西村英一君紹介)(第三八八七号)
同外三十八件(西村直己君紹介)(第三八八八号)
同外十二件(野田卯一君外四名紹介)(第三八八九号)
同外二十七件(野田武夫君紹介)(第三八九〇号)
同外九件(野田正勝君紹介)(第三八九一号)
同外九件(野見山清造君紹介)(第三八九二号)
同外一件(野呂恭一君紹介)(第三八九三号)
同外二件(羽田武嗣郎君紹介)(第三八九四号)
同外十九件(長谷川四郎君紹介)(第三八九五号)
同外三十六件(長谷川峻君紹介)(第三八九六号)
同外二件(八田貞義君紹介)(第三八九七号)
同外二件(濱地文平君紹介)(第三八九八号)
同外三十六件(早川崇君紹介)(第三八九九号)
同外三件(原健三郎君紹介)(第三九〇〇号)
同外二十三件(原田憲君紹介)(第三九〇一号)
同外一件(福井勇君紹介)(第三九〇二号)
同外五件(福田繁芳君紹介)(第三九〇三号)
同外七件(福田起天君紹介)(第三九〇四号)
同外四件(福田篤泰君紹介)(第三九〇五号)
同外二十八件(福永一臣君紹介)(第三九〇六号)
同外十四件(福永健司君紹介)(第三九〇七号)
同外五件(藤井勝志君紹介)(第三九〇八号)
同外十二件(藤枝泉介君紹介)(第三九〇九号)
同外六件(藤尾正行君紹介)(第三九一〇号)
同外二十九件(藤田義光君紹介)(第三九一一号)
同外九件(藤本孝雄君紹介)(第三九一二号)
同外六件(船田中君紹介)(第三九一三号)
同外八件(古井喜實君紹介)(第三九一四号)
同外十四件(古川丈吉君紹介)(第三九一五号)
同外五十七件(保科善四郎君紹介)(第三九一六号)
同外四十一件(坊秀男君紹介)(第三九一七号)
同外二件(堀川恭平君紹介)(第三九一八号)
同外二十九件(前田正男君外二名紹介)(第三九一九号)
同外五件(増田甲子七君紹介)(第三九二〇号)
同外五件(松澤雄藏君紹介)(第三九二一号)
同外十九件(松田竹千代君紹介)(第三九二二号)
同外三十三件(松野頼三君紹介)(第三九二三号)
同(松山千恵子君紹介)(第三九二四号)
同外十六件(三池信君紹介)(第三九二五号)
同外十五件(三木武夫君紹介)(第三九二六号)
同外二件(三原朝雄君紹介)(第三九二七号)
同外九件(水田三喜男君紹介)(第三九二八号)
同外一件(湊徹郎君紹介)(第三九二九号)
同外三十件(村上勇君紹介)(第三九三〇号)
同外十六件(村山達雄君紹介)(第三九三一号)
同外一件(毛利松平君紹介)(第三九三二号)
同外二件(栗山秀君紹介)(第三九三三号)
同外三件(森清君紹介)(第三九三四号)
同外三件(森下國雄君紹介)(第三九三五号)
同外十九件(森下元晴君紹介)(第三九三六号)
同外十九件(森田重次郎君紹介)(第三九三七号)
同外五件(森山欽司君紹介)(第三九三八号)
同(八木徹雄君紹介)(第三九三九号)

同外九件(山崎巖君紹介)(第三九四〇号)
同外十二件(山田彌一君紹介)(第三九四一号)
同外一件(山手滿男君紹介)(第三九四二号)
同外一件(山中貞則君紹介)(第三九四三号)
同外一件(山村新治郎君紹介)(第三九四四号)
同外十七件(山本勝市君紹介)(第三九四五号)
同外二件(山本幸雄君紹介)(第三九四六号)
同外二十八件(吉田重延君紹介)(第三九四七号)
同外十五件(和爾俊二郎君紹介)(第三九四八号)
同外三件(早稻田柳右エ門君外一名紹介)(第三九四九号)
同外八件(渡辺美智雄君紹介)(第三九五〇号)
同外七件(高瀬傳君紹介)(第三九五一号)
建国記念日制定反対に關する請願(川上實一君紹介)(第三六八四号)
同(重盛寿治君紹介)(第三六八五号)
同外一件(西村闕一君紹介)(第三六八六号)
同外三件(山内広君紹介)(第三六八七号)
同(帆足計君紹介)(第三九五七号)
同月七日
国立大学教官の待遇改善に關する請願(加藤清二君紹介)(第三九八六号)
同外一件(稻葉修君紹介)(第三九八七号)
同(赤松勇君紹介)(第四一七六号)
靖国神社の国家護持に關する請願外二件(稻葉修君紹介)(第三九八八号)
同外三件(田中角榮君紹介)(第三九八九号)
同外二件(八田貞義君紹介)(第三九九〇号)
同(村山達雄君紹介)(第三九九一号)
同(内田常雄君紹介)(第四〇四九号)
同(金丸信君紹介)(第四〇五〇号)
同(田邊國男君紹介)(第四〇五一号)
同(田中龍夫君紹介)(第四〇五二号)
同(二階堂進君紹介)(第四〇五三号)
同外三件(堀内一雄君紹介)(第四〇五四号)
同(二階堂進君紹介)(第四〇八九号)
同外四件(櫻内義雄君紹介)(第四一七九号)
同(福田篤泰君紹介)(第四一八〇号)

いと思つておられます。一体この条文の具体的にはどういふものが該当するのか、必要な工事を行なつた事例等がございましたら、あげていただきたい。それから障害の実例として必要な工事、こういうことになるのだと思つておられますが、その内容等について触れていただきたいと思つておられます。

○財満政府委員 政令の中にございます「有線放送電話に関する法律第二項に規定する有線放送電話業務を行なうための設備又は有線放送業務の運用の規正に関する法律第二条に規定する有線放送の業務を行なうための施設」と申しますのは、通俗的には有線放送施設ないし有線放送電話施設をさしておられます。御承知のとおり、有線放送施設と申しますのは、屋外に立てまして一般に広報をいたしますところのトランペット方式によるもの、また各加入者の室内にスピーカーを設けてまして、それによつて広報をする放送、これが有線放送施設でございます。それから有線放送電話施設と申しますのは、これは通常の加入電話と同じような方式によりまして、交換台を通じてまして一般電話にも通じておる、こういうふうなことでございまして、従来実施いたしましたのは、東富士演習場、舞庭野演習場、日出生台演習場、それから日本原演習場、島松演習場等でございます。大体補助額は、東富士につきましては五千五百万円、加入者は約五千、それから、日出生台につきましては、年次を隔ててやつておりますが、約二千五百万円程度、加入者にいたしまして約一千百程度の加入者を持つております。なお、その他のものにつきましても、数字がいろいろございまして、これは省略させていただきますと思つておられます。

○大出委員 ただいまの問題点は、三条の一項に基づく政令、五の「その他政令で定める施設」というところに該当すると思つておられますが、この鉄道のところでございますが、たとえば九州の日豊線の築城付近における、飛行機につかえるというふうなことで迂回、これは大体どういふところに該当するわけですか。

令に定める施設の中にあつたと存じております。鉄道につきましては、ただいまお尋ねの日豊線につきましても、現在及び近い将来における問題と考へております。これは日豊線の電化に伴ひまして、電柱を立てる必要がございます。ところが、その電柱の高さが、築城の飛行場の滑走路の正面にございまして障害を生ずるというふうなことになつておりますので、鉄道につきましても迂回ないしレールの位置を下げるというふうな、いずれかの方法が必要になるだらうというふうな存じております。過去におきましては、八王子―高崎線、これは横田の飛行場の関係でございまして、これに八高線の迂回というのをいたしました。それからその後におきましては、相模鉄道につきましても、これは厚木飛行場でございますが、掩体をつくつたというふうな例がございまして、鉄道について特に政令を定めておく必要があるというふうな存じます。

○大出委員 法案本文の三条の二項についてでございますが、二項は、「国は、地方公共団体その他の者が自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施その他政令で定める行為により生ずる音響で著しいものを防止」つまり防音工事の關係事項だと思つておられますが、

〔委員長退席、伊能委員長代理着席〕

「又は軽減するため、次に掲げる施設について必要な工事を行なうときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする」というわけでありまして、まず、この「その他政令で定める行為」というものは、一体何をさすかという点について明らかにしていただきたいと思つておられます。

○財満政府委員 第二項の政令で定めます行為は、一つは「射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施」ということでございまして、そのほかに、目下検討してみたいと思つておられますのは、機甲車両その他重車両のひんばん使用ということと

ございまして。

○大出委員 いまおあげになりました、つまり政令に關する部分、二項目でございまして、この基準あるいは測定の方法等をどういふふうにお考へになつておりますか。

○小幡政府委員 防音工事をやります際の音の強度、頻度の基準でございますが、現在学校の場合、木造校舎を鉄筋コンクリートに改築する場合には、強度九十五ホン以上で頻度十回以上、または強度百ホン以上で頻度五回以上の場合でございまして、これをさらに今度は緩和したいという考へております。木造につきましては、一応訓令といたしましては、七十ホン以上で手当てをするというふうなことにいたしております。

○大出委員 緩和するという意味について承りたのですが、「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律施行令第六條の規定にもつき、音響の強度及びひん度等に関する規則を定めた告示」と、こういうのがございまして、これは防衛庁長官の告示だと思つておられますが、緩和するというのは、これについてということになりますか。

○小幡政府委員 緩和すると申しますのは、木造を鉄筋にするというそのものにつきまして、従来は、先ほど申しましたような九十ホン以上ということに定めておりましたのを、さらに若干緩和したいということでありまして。

○大出委員 そういふところを実はもう少し明確にしたいので、地元の諸君の反対が絶えないのですよ。というのは、今日まで行政措置、予算措置等でやられておつたわけですね、おつたものを今度は法文化しようというわけでしょう。しかも、政令部分がきつめて多い。その政令部分が多いというところは、私はある意味では反対の論拠になりますけれども、ある意味では防衛庁の長官がその腹をきめておやりになれば、相当なことがやれるという余地があるはずだという善意の理解もするんです。だとすると、いまお話に出てくる緩和するという点についても、具体的にどうい

うふうに緩和するのかという点がついてないと、法文化したのだが、内容はかきくわらないで政令にゆだねる、結果は前回の予算措置と変わつていなかったということになると、何かだまされた感じになる。だから私は、逐条政令に觸れて承つておきたいと言つてゐるので、せつかく緩和するといふお話が出るなら、どういふふうに緩和するかといふことを、基地周辺の方々はこの問題について大きな関心を持つておるのですから、日常生活に非常に関連するのですから、そういう意味ではつきり御答弁願ひたい。

○小幡政府委員 ちょっと先ほどのことに関連して申し上げます、現在は九十五ホン以上で頻度十回以上、または強度百ホン以上で頻度五回以上のものを木造から鉄筋にするというのが現在でございまして、最低が九十五ホン以上でございまして、先ほど九十と申しましたが、九十五ホン以上でございます。これをさらに九十ホン以上のものにつきまして、木造から鉄筋に改築いたしまして、防音工事ができるようにしたい。さらに進んでそれ以上になることは、今後の折衝でございまして、最低限九十まで下げて木造を鉄筋にしたい。これはわれわれの経験で、従来九十五ホン以上のものは鉄筋に改築いたしましたが、九十五ホン以下は、木造は木造なりに防音工事をしておつたわけですが、これは二五以下に下げることが可能であるという説もございましたが、なかなか二五以下に下げるといふことは長きにわたつての経験でできないといふこともございまして、なるべく鉄筋化しよう。だから、その鉄筋化する強度をホンによつて下げていくというのが、現在の方針でございます。

○大出委員 「法第三条第二項の規定により補助する場合は、同項に規定する音響の強度及びひん度が同項各号に掲げる施設についてそれぞれ防衛施設庁長官の定める限度をこえる場合とする」といふのが予想される政令の案文なんですね、政令の第五条になるわけですね。そうすると、具体的にここにこうだという表示をする、書く、

そういう取り扱いなんですか。それとも何かほかの方法をお考えですか。

○財満政府委員 大綱的に政令の中に示したいと存じます。先ほど長官の申しました九十五ホン以上で阻害率が二〇％にわたっており、そのものにつぎましては九〇％補助する。それから新しい校舎を文部省の補助でつくります場合、それにわれわれのほうから騒音工事だけをいたす場合、一〇〇％補助いたしております。それからさらに先ほど申しましたように、強度が九十ホン以上のもので五回、それから八十五ホン以上のもので十回あって、阻害率がやや低くなりますけれども、そういうものが、今後においては緩和されたものとして木造鉄筋改築工事に入つてまいりたい。そういうものにつぎましては、七五％補助したい、このように考えております。なお、九〇％補助というのは、補正していただきたいと存じます。これは先般申し上げておりますように、木造を改築いたします場合に発生材、古材が出ます。と同時に、校舎を再建築するための再建築費も立て金と申しましょうか、そういうふうなものは当然これは地元で負担されるべきものというふうに考えておりますので、その両者を合わせて大数観察的には一〇％になるというので、九〇％補助いたしますというところは、金額補助ということに相通するものであらうというふうに私どもは考えておるわけでございます。ただいまのところ、具体的にはそのようなかつこのものを政令の中にあげていきたいというふうに考えております。

○大出委員 ちょっといまの答弁ですが、ちゃんぽんにしないで答えていただきたいのです。私がいま聞いているのは、いま申しましたように政令の第五条「限度をこえる場合とする」というところ、こうお断わりをして聞いておりますが、いまの御答弁は、あとのほうはほとんど政令第六条のほうをお答えになっておられる。したがって、まだ政令第五条の中にたくさん申し上げなければならぬことがあるので、私のほうも分けて質問を

いたしておりますから、ひとつ分けて御答弁いただきたいわけですか。

そこで訓令によるホン、つまりデシベルなるものについて、実は先ほどここで私が読み上げました訓令がございまして、告示ですね。測定の方法までついているのでありますけれども、この中身が私は非常に不可解なものがたくさんあるのがあります。たとえば毎日行つて測定をして、それを一週間平均をするなどということが、いろいろ載っております。ところが、一週間のうちで二日ある日は三日は飛行機が飛ばなかったという場合が出てくる。ところが、あとの一日、二日というものはきわめてひんぱんに飛び過ぎて、まさに何も聞きえない。しかし、この測定の基準からいいますと、一週間分ならしますから、そうなりますと、該当しない、こういう場合が出てくる。ところが、実際にはその一日あるいは二日はまるまる授業にならない、こういうことが一つ出てくるわけですね。そうしますと、これは予算というものが頭にあつて考えるから、なるべく一週間ならしてしまつてなどということになりまして、そうして基準に該当しない、こういうことになる。こういう問題がまず第一点でございます。そういうふうな点、これ全部端からお話をすると時間がございませぬから、例をあげたわけでありまして、私も、そういう意味でこの基準が非常に不可解である。こういうことをまずどうお考えになつておるかという点が一つ。

これについてさらにつけ加えて申し上げますが、何ホン以上にするかということについて、あなたの方のほうは一体具体的にどういう調査の結果、どういう基準によつてきめたのかという点を承りたいわけでありまして、反論として実例をあげますと、皆さんもお読みになつておられると思いますが、厚木基地周辺の方々が基地周辺民生安定法の案をつくられたときに、具体的にお調べになつておられる。教室の中でしゃべつておられる教師の教卓から一メートルのところ、つまり最前列、ここで教師の音が八十五ホンある、爆音が八十七ホンある、こうな

りますと、第一列でもきわめてかすかにしか聞かないという結果になる。それから教卓から四メートル離れる。ここで普通の教師がしゃべつた場合に、七十四ホンの声に聞こえる。ところが、この爆音が八十七ホンというところになると、全く聞きえないという現象が出てくる。さらに教卓から六メートル離れたところ、ここへ行きますと、教師の音は普通にしゃべつて六十六ホンに聞こえる、ところが爆音が八十七ホンあると、全然聞きえない。こういう教師の音が爆音の中で聞こえる境界の実例をいろいろお調べになつておられる。

たくさん資料がありますが、時間の関係であえてよけいには申し上げません、ごらんになつておられると思います。そうなりますと、この際どれを一体基準に考えるか。九十五ホンを九十ホンに下げるといふことだけでなくて、もう少し下げなければ、実際には現実の被害はなくなる、相当多数の聞きえない部分が残つてしまふ、こういうことになるわけですね。これも予算があればできるわけですね。そうなりますと、この意味では予算の捻出をしかねておる皆さんの責任ということになる。だから、そのところをどう切り方ななくて、現実的に即してやつたらどうなるか。だが、予算がないからこれしかできないというなら、話はいは調査のしかたというものは、納得しろというほうが無理なわけでありまして、現に聞こえないのですから、そこあたりを二番目はどのようにお考えになつておられるか。混線しますから、とりあえず二つお答えいただきたい。

○財満政府委員 一日だけでも非常に騒がしい場合には実施したかどうかということでございますが、一週間継続してその平均をとるといふことにつぎましては、確かに飛行機の状態その他が画一的ではございませんので、私どもとしてはやむを得ない方法であるというふうに考えておるわけでありまして、まあこういうふうな基準を政府がつくつた場合にどういう研究をしたのだというお尋ねがございましてけれども、これはその基準をつくり

ます当時におきまして、東大の音響に関する研究をしておられる教授の方々に御相談申し上げ、ある程度実験も行なつて、まずまずこんなところではなからうかというところできめたものを現在踏襲しておるわけでございますから、九十五ホン以上を九十ホンないし八十五ホン程度に緩和する、こういうことにつぎましては、私どももそれを生かしたいと考えておるわけでございまして、さらにそれを下げていただろうかということにつぎましては、なお研究させていたしたいと思います。

さらに、現在われわれが達しております中間的な結論では、木造校舎にそのまま防音工事をしてあまり効果的でないというふうな体験が積み上げられておりますので、将来におきましては、漸次木造は鉄筋に直していく。その場合に、ホンを八十五ホン以下どのくらいまで下げるかというふうなことは、さらに研究していきたいと考えるわけでございます。

○大出委員 この先ほどあげました規則を定めた告示なるものの第二条にありますが、「一時間の授業時間について基準を定めたものは、その基準に達する授業時間数の一週間における合計が、一週間の総授業時間数の二十パーセント以上の場合であつて、その状態が通常継続していると認められるとき。」こうなつております。二条の二項では、「一日の授業時間について基準を定めたものは、一週間における一日平均値を単位時間として適用し、その状態が通常継続していると認められる場合。」こうなつておるわけですね。ですから、これは東大の先生がどうか知りませんが、学者が研究したときには、資料としては、段階を追つてこうなるという末端まであつたわけですね。それをどこで切るかというところは、皆さんがおきめになつておるわけですね。本来ならば、学者の研究でいくならば、ここまで影響がある、騒音が激しいと、こうなるのだけれども、皆さんの頭の中に予算があるから、ここで切らうというところで、ここらあたりに問題があると云つておられる。ですから、現実を調べて、その調べた状態とこの基準とが非常に食い違ひに

かつてしましう。だから、私は、基地周辺の学校といふものは鉄筋コンクリートにして防音装置を施すべきであるという原則に立つて、皆さんの考えをいただいて、それが予算的にも本年不可能であるとするなら、何年計画というこまで考えをするというところまでしななければ、基地周辺の方々としては納得できないと思う。このあたりを私はむしろ長官から承りたいのですけれども、そういう立場に立つて、せっかく今日までの行政措置的なもの、予算措置的なものを法文化しようとおっしゃる限りは、そこまで考えてしかるべきものと、私はこのように理解しておりますから、そのあたりをひとつ長官どういふふうにお考えですか。

○松野国務大臣 ただいま施設庁長官から答弁しましたように、九十五を今回は九十ぐらいまで下げていく、将来は八十五ぐらいにしたい、その方向は、御趣旨と私どものこの法案の提案理由と同じであります。したがって、今回はさしあたり九十でやるが、政令事項にゆだねたのは、今後変動があり得るという意味で、実はこういふふうな政令でいって、善意の意味で私は運営できるのじゃないか。したがって、さしあたり九十五から九十まで引き下げて、そして一応施行する。そのときには、その施行にはどうせ限度がありますから、既存の数というものはきまつておりますから、次に八十五ぐらいに下げて、そして次の段階にくくという、サークルの一つのだんだん拡張するという趣旨を盛り込みながら、政令事項にゆだねたわけでありまして。これを法律で固定しますと、なかなか法律を改正しなければ次の予算が獲得できない。また広げるたびに議論が出てくる。政令では、だんだんベルトを広げていきたいという趣旨で、いままでもやりました失敗もあります、成功もあります、それを勘案して、今後はなるべく鉄筋にしていきたい。いままでは木造建築でやったのですが、必ずしも成功ではなかった。そういう意味で、今回政令で、有利な意味において私は改善していきたい。それで今回九十という案でしまし

たのは、さしあたりことしの予算の執行状況を見ますと、まず九十のものを先に教え、この次には八十五ぐらい——これは数はふえませんが、既存のものを改築していけば、だんだん九十ホンのものはなくなってしまうのですから、次には八十五という漸進的にいくつもりで、私はこの法案は提案したわけですから、今回は九十のものがまだ残っておりますので、九十を一応政令できめた。そうしませんが、なかなか財政当局との予算交渉は順調にいきませんので……といつて、この基地周辺といふのは、御趣旨のように、ある意味においてはいろいろ不明確なところがあります。あります、それは将来救えるんだという解釈を根元に置いて、われわれは提案しております。したがって、不明確なところは、たぶんこの次にはそれが明確になり得る、またなるつもりであります。まだあまり固定化しないのは、そういう意味であります。ホンも、実は九十五という政令と申しますが、施設庁長官のいままでの通達を、今度は九十に直します。その次にはまた、これは非常に便利な方法、と言っておかしいですが、住民の意向に沿い得るよう、八十五ぐらいに下げていきたい。今回は一応九十で交渉して、政令の内容をきめたわけでありまして。政令の趣旨や方向は同じですから、一ぺんにいけなかったというおしかりはありまじやうが、私どもはそういうつもりで、この方向は変わっておりません。どうぞその意味で善意に解釈していただきたいと思ひます。

○大出委員 人がいないところに基地があるわけじゃないわけでございますから、私はそういう意味でこまかく質問申し上げておるわけなんですありますが、そう変わらない趣旨の御答弁でございますから、ぜひひとつ、それは大きく前進の方向でお考えをいただきたいと思ひわけがあります。ときにもう一つ、これは非常に問題がありますから、御質問するのですが、いま測定はどこをやっておられますか。防衛庁、郵政省、どんなものですか。

○防衛政府委員 騒音測定は、防衛施設庁の出身局が実施いたしております。

○大出委員 横浜なら横浜の施設局というわけですね。ところで、そこに問題があるのですがね。第三者機関がやるのじゃなくて、主務官庁がやるということになるわけですね。これは地元の方々に言わせると、非常に不満なところでありまして、特に問題は、基地についても防衛庁は主務官庁ですね。だものですから、どこを調査したらよろしうございませうかといつて、調査のときに基地に相談に行つてしまつて、相談された基地のほうは、これは調査に来たんだからということ、飛ばず飛行機は制限をして飛ばさない。そうなる、調査した結果というものは、的確に出てこない。地元の人たちは、ほんとうに憤慨ものだといつて、現実に笑つておるわけですよ。こういう調査のしかた、測定したかたで、正確なものがかめるとお思ひになりますか。このあたりのところは、皆さんのほうはどういふふうにお考えになつていますか。

○防衛政府委員 私ども調査いたします際に、作為を加えて、故意に飛行機を飛ばさないようにというふうなことはいたしたことはございせん。確かに任意の継続した一週間をやつておるわけでございます。と同時に、地元のほうにおかれまして、自記騒音計、自分で記録する騒音計を設置されて、そして記録をおとりになつておること、これは承知いたしております。ただ、私どもの知つております範囲内では、その自記騒音計もそんなに台数がたくさんある様子ではないように何つておりますので、必ずしもその自記騒音計だけにとらふということもどうか考えます。先生おっしゃいますとおり、防衛施設局のほうでやるのだけが絶対で、それ以外は信用ならぬ、こういう意味ではございせんので、その御要望が非常に強いというふうなことでございませうれば、地元の方々と一緒に騒音測定をいたしてもけっこうだといふふうにお考えます。

人たとすれば、子弟を学校にやつておるのですから、心配になつておるわけで、調査に来られるといふことになれば、その結果いかんでは、鉄筋にかわつて、防音装置がついて、子供が十分に勉強できるという希望を持つておるわけですね。だから、非常に関心を持つておる。私はどこへだれがおいでになつたときにとつておることをあげてもいいんだけれども、あまりえげつなくなるから遠慮しますけれども、何かしらぬけれども、えらい静かじゃないかといふと、なるほどきよきは調査をやつておるのだ。こうなると、地元の方は怒りますよ。数少ないといふけれども、地元は真剣だから、自記測定をやつておるのです、それでいふ。そうなる、それとたいへんに違つた結果が出てくれば、それは少しは文句も言いたくなるのが人情ですよ。だから、それは私は、与える影響もあるから、いまのような主務官庁が基地と連絡をとつておれば、しかも、連絡をとつて測定に行くといふようなことであれば、皆さんがきよきは飛ばさぬでくれと言わぬでも、相手方だつて、国籍は違つたて生きている人間がやつておるのですから、そうなれば多少の手かげんをするという場面だつてあるでしやう。だから、地元の諸君が聞いていて、きよきはえらい静かだと思へるときに測定をやつておるというところになると、それは納得しなかつた。だから、そこで皆さんが調べたものと施設局の方が行つて調査したものと差が出てくれば、地元から異議が出る、こういふ結果になるわけですよ。だから、皆さんのほうは、末端の政治の分野で、痛いところに手をのせておしやうといふ行き届いたことにならなければ、私は意味がないと思ひます。だから、そのところをどうお考えか聞いておる、答弁が、こうだといふことを明確にできないのだとするならば、それでもいいですが、この種のことについては、いま地元の方々を入れていろいろお話がありました、私は当然だと思ひます。さらにそれ以上第三者的に公平な測定ができるように皆さんが頭をしぼつていただかなか

ればならぬと思うのですが、そこあたりはどうかお考えになりますか。

○小幡政府委員 われわれとしては、良心的に調査をやっておるつもりでございます。また、現場からも、もしわれわれが不誠実な調査をやったと現状と違ふホンを出すようなことがあります、直ちにそれは反証がありますし、そういうことは、公開してやりますから、先生お話しのようなことは、われわれとしては万々ないと思ひますけれども、なお、お話しするような御心配があるということ、それは、もちろん考えられます。したがって、市町村長といった方がどうか知りませんが、そういった方も加えて、将来そういうものを考えたいと思つておられますし、なお、最近アメリカでは、ホンだけでなくて、人体の感じ方のメーターみたいなもの、音響測定器のようなものの研究がなされていくことを、向こうへ行きました大学教授の方から論文で読ましてもらつておられますので、こういう問題については、一番新しいというか、フレッシュな学説を検討いたしまして、必ずしもホンだけに拘泥せず、基準そのものを将来改善していきたいというふうに考えております。

○大出委員 そこで、放送法の改正等が今国会に出ております。郵政省の市川課長さんお見えになつておられますが、先般時間切れでお待ちたせしまして恐縮でございました。

たしか放送法の三十二条だつたかと思うのですが、ありますが、あるいは条文違いかもしれませんけれども、契約しなければならぬと書いてあったものを、支払わなければならぬというふうに条文を改正をされる法案を出されているのではないかと、思うのですが、そこらは間違ひがあれば訂正して、お答えいただきたいと思ひます。

○市川説明員 お答え申し上げます。ただいま先生のお話しのように、放送法の改正案を今国会に御提出申し上げまして、御審議をお願いいたしておりますが、ただいまの三十二条につきましては、先生のお話のように、表現を改正をすることを考へております。どのような改正かと申し上げますと、

現行の放送法におきましては、「受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない」という表現になっておりますが、現在御審議をお願いいたしております改正法におきましては、「受信設備を設置した者は、協会に受信料を支払わなければならない」というふうに改正をすることを予定しております。

○大出委員 そうしますと、「契約をしなければならぬ」というのを、平たく言えば、「支払わなければならない」というふうに変える、こういうわけですね。そこで、基地周辺の騒音、爆音、あるいは射撃場なんかもござりますが、こういうところの騒音等によりまして、テレビが見えない、ラジオが聞こえない、こういう場合に、今日のところは、主要着陸帯の延長二キロメートル、横一キロメートルを基準とする地域内の住民に對して、NHKラジオ受信料については全額、テレビ受信料については半額、免除を行なつてゐる、こういうことですね。これは一体全国でどのぐらいありますか。

○市川説明員 ただいま先生のお話のテレビ、ラジオの受信料を免除いたしております件数でございますが、契約甲、これはテレビ及びラジオの契約者でございますが、契約甲につきましては十萬一千でござります。それから契約乙、これはラジオだけの聴取者に対する契約でございますが、契約乙につきましては七千八百、合計いたしまして約十萬九千が免除の対象になっております。

○大出委員 そうしますと、全国十九基地で、そのうち金のほうで言いますと二億一千万ぐらいというのを耳に入れているのでありますが、そこらあたりの真偽のほどをひとつ明らかにしたいでございます。

○市川説明員 契約の免除件数は、ただいま申し上げたとおりでございますが、その免除額は年間約二億一千万、先生のお話のとおりでございます。それから免除の対象になつております基地は、現在十五基地でござります。

○大出委員 實は、きょうはNHKに参考人出ていたかどうかと思つたのでありますが、あまりそちらのほうに御迷惑をかけても思つてやめたのでありますけれども、十九基地というふうにならぬのほうから耳に入れておつたものですか、それと多少食い違いがあるようでありまして、額的に大体似たようなことでありますので、その数字を基礎にいたします。

ところで、いま基地周辺で不払い運動が非常にたくさん起つておられますが、これがどのくらいあるか、御存じですか。

○市川説明員 正確な額等については、報告を受けておりません。

○大出委員 数千件とまあ一口に言つておるのではありませんが、この二億一千万の割ぐらの額に当たる程度の不払いがあるのではないかと、言ひ方がある人がしておりましたが、真偽のほどは別いたしまして、相当あるということが考えられるわけでありまして、そこで、基地周辺の方々の側からすると、どうも今回の放送法の改正などというものは、テレビ、ラジオ料金等の不払いが続いてゐるというので、これに對して、いまの法律のままで決着が早くつかない、だから、あるいは強制徴収をしよう、そうでないにしても、民事手続によつて徴収をはからう、こういうようなことになつてくるのではなからうかという相當な危惧がございまして、私のところにもその種の訴えがたぐさんあるわけでございます。また、そういう意味では、放送法の改正案というものはふつとふせというところで、陳情なども出てきておるわけでございます。したがういまして、私はこの際承つておきたいのは、以上のような状態について、一体何が目的でこの種の法改正をおやりにならうとするかという根本の理由を明らかにしておいていただきたい、こう考えるわけでありまして。

でございまして、そういう意図は毛頭ございせん。この改正をいたします表現を、先ほど申し上げましたように従来の「契約をしなければならぬ」というような表現を「支払わなければならない」ということに改正をいたします理由を御説明申し上げます。現在の放送法におきましては、ただいま申し上げましたように、契約というものをまず法律上前提いたしまして、それでその契約をいたしました受信者からNHKがその受信規約に基づきまして受信料の徴収を行なうという二重のきめ方をしておるわけでございます。先生御承知のとおり、この放送法の改正案の作成にあたりましては、臨時放送関係法制調査会というものが設置されまして、その答申に基づきまして政府といたしましては今回の改正案の原案を作成したわけでございますが、その臨時放送関係法制調査会の答申におきまして、この受信料の規定の關係についての答申がなされたわけでございます。答申によりますと、現在のこの「契約をしなければならぬ」という「契約」というような語を用いることにつきましては、實際の法律關係に誤解を生ずるおそれがある、したがういまして、このような擬制によらずして、直接に法律上支払義務を規定して、この受信料というものの法律關係を簡明にすることが望ましいという答申があるわけでございます。それからまた、この受信料の問題につきましては、関係各界の意見等も勘案したわけでございますが、この契約の強制にかへまして、端的に受信設備の設置者に受信料の支払義務を課するといふふうに法律上表現することが簡明適切であらうといふふうなことから、表現を変えたといふことでございます。したがういまして、この三十二条の表現が変わることによりまして、現在のNHKの行なつてゐる徴収事務あるいは徴収方法等につきましては、この法律改正から直接的に何ら変更されるものではなく、この表現を簡明にしたことによりまして、法律上の受信料というものの性格をはっきりしたということでございます。

○大出委員 防衛施設周辺整備法案というものが出来まして、長年予算措置、行政措置等でやられておりましたものが法律になるこの時期にあわせて、一方で放送法の改正、私もそのほうの出身ですから、臨時放送関係法制調査会などというものができたこともよく知っておりますけれども、ちょうど同じ時期にまた国会に出てくる、こういうことになりましたと、とかくそういう御答弁でいけば、それが目的にということではないということでありますが、誤解の上にならぬ誤解が重なることになる、こういう時期であります。

そこで、とりあえず郵政省のほうにさらに二、三御質問を申し上げておきたいのでありますが、今日までどうしても受信料を払わなかった方に対して、どのような措置をおとりにいたしましたか。

○市川説明員 放送法上は、この受信料の不払い者に対して罰則というものはございません。したがって、法律関係から申し上げますと、債務不履行ということで、民法の債務不履行の規定によつて民法上の訴えを提起いたしまして、徴収するということに相ならうかと思ひますが、現在までNHKにおきましては、そのような事実はいません。

〔伊能委員長代理退席、委員長着席〕

○大出委員 そうしますと、今日まで一件もそのような法律措置に訴えていないということですね。手続的な方法としては、民事訴訟を提起するという以外に道がない、こういうことですね。私は、これはNHKの性格そのものを一ぺん考えてみないといけない問題だと思つております。と申しますのは、民放と違って、何々スポンサーがあるわけではない。あくまでも受信者の支払っている受信料、これが経営の主体をなしていると考へていいわけでありまして、政府からまさにびた一文の補助も得ていないと言つてもいい状態だと考へるわけでありまして、その意味では、各種の機関と違つて、最も自主性の高いNHKである、こういう理解が成り立つと私は思ふのであります。どこにも制約される筋合いのものではない、そういう

ことを、ひとつ大きく郵政省の側もNHKの側も国民一般に知つてもらひ、また知つてもらへるような番組編成その他もあわせて考へなければならぬ筋合いだと、私は思つてゐるわけでありまして、まずそうしませんと、私の出身である郵政省なんかは、末端で郵便局の職員がほかの集金、貯金、保険等とあわせて、二カ月に一ぺんなり放送受信料をもらひにいけるわけですね。そうすると、もらひにいった先は何と言ひかといふと、おれのところは民間放送しか聞いていないんだから、NHKは払ふ義務はないと言ひ。民間テレビしか見ていないから、NHKは払ふまいと言ひ。至るところそういう状態で、苦心惨たんして受信料をもらつてくるといふ実情なんです。大都市のほうは直接皆さんのほうで集金をやつておられますから、そういう面で御経験だろうと思ふのでありますけれども、そういうことになつてしまつたのでは、NHKの性格上きつめてまいらねばならぬかといふことがやはり世の中に明確にして、かつこの協会の性格から、不払いというふうなことにいつて説得をするということをおくまでも最後までやつていただくことにして、法手続に訴えて不払い料金を取るなどという措置は、おとりにならぬほうがよろしう、こういうふうには考へるわけなのであります。ところが問題になりますのは、やはりこれは政府全体の態度の問題だと私は思ふのでありますけれども、英国のロンドンの国際空港なんかの場合には、受信料免除の措置をやらぬ。そのかわり、申請があれば防音装置のほうを国の責任においてやる、こういうふうな形に進んでいる。日本の場合には、そこらあたりがとかくNHKにしろ寄せをされて、そつちのほうでまけてやれ、こういうことになつてしまつていくところに、私は根本的に問題がさか立ちをしてゐるという気がするわけでありまして、薄謝協会といわれるごとく金のないNHKが、受信料によつてまかなわれてゐるという性格を考へれば、その意味では、基地といふものによつて生ずる不払い運動等につい

ての解決は、所管庁である防衛庁なり政府が当たらなければならぬ性格だと私は思ふわけでありまして、そういう意味からいいますと、この問題を、この告示等と関連をするところで明確にひとつ、どういふふうな防衛庁の皆さんはお考へかといふことを承つておきたい。かくも多数の、免除規定があつて、二億一千万も免除してゐるほかに、払わないという方がたくさんあつて、しかも額的にもその割にもなんなんとするという実情について、それは基地のなせるわざということに結果的にはなるので、NHKのほうにしろ寄せをしないでこれはお考へをいただきたいと考へてゐるので、どういふふうな御見解をお持ちかをひとつあらためて承つておきたいわけでありまして。

○財満政府委員 この問題につきましては、従来より郵政省、NHKと協力いたしまして、できるだけ円満におさめたい。現在、先ほど先生がおつしやいましたとおり、一キロ、二キロでございいます。この範囲をさらに広めることができるかどうかにつきましては、かねてNHKのほうとも非公式に話し合つておるところでございまして、ただ、どこまで行けばそれがとまるかという歯どめの問題がございまして、その点技術的な検討を必要とするということで、現在結論は出ておりません。ただ、私どもの提出いたしました法律との関係では、一応そういうふうなものにつきます。は、いわゆる障害の緩和に資するために、多少代替的な方法ではございまして、直接すりばりそれを解決する方法ではございせんけれども、代替的な方法で何らかの措置を講じてまいりたいということと、どういふ施設をつくつたらいいかということとを検討しておるところでございまして。

○大出委員 ちょっとわからなかつたのですが、代替的な方法といふのは、どういふことですか。

○財満政府委員 テレビ、ラジオが聴視困難あるいは不可能ということで、それを可能ならしめる方法をこの法律の中で考へるという趣旨ではございせんので、かわりの方法として何らかの施設をつくつて、それでもつて一応受け入れていた

きたい、こういう意味で私は代替的な方法で、こゝろ申し上げたのであります。

○大出委員 そこがわからぬのですが、何らかの施設をつくつてというのとは、一体何ですか。

○財満政府委員 たとえば公民館とかあるいはいわゆる老人ホームとか、そのような静穏を必要とするようなものについて何か考へてまいりたいということではございまして、現在どういふふうなものをやるかについては最終的な結論には達しておりませんが、そういう公共利用的な施設を考へていくということは一応ごかんべんいただくという方向に考へております。

○大出委員 皆さんのやつてゐることを見ておきますと、この法律四条をあとで申し上げますが、がまん料みたいなものをちよつとくつつけて、まあがまんしてくれと言ひぬばかりのことをおやりになるわけなんですが、それでもないよりはましかと私は思つてゐるわけなので、現実にやつてみますと、これは皆さんどういふふうになつたかわかりませんが、普通民間のそこらうちでも、ジェット機が通りますと、ちちちちと見えなくなつてしまふわけですね。それが間断なく飛んでゐるわけですね。そうすると、ちちちちちちちちが年じゅうしてゐるわけですね。何か映つてゐるわけなんですが、ちちちちちち、いいかげん人間の神経もくたびれまして、くそおもしろくない、こんなものかと思ふかと、これは人情です。NHKに罪はない。正常な電波を発信していることには間違ひないのだが、正常な電波が発信されるにもかかわらず、基地から飛行機が飛び上がるということ、射撃場や爆撃が行なわれるということのために、こうなつてしまふ。それを正常に払ふと言ひは無理なんです。社会通念上無理です。これは払いたくなくなるのはあたりまえです。こうなりまして、いまのお話だけでは相すまぬことになる。代替施設という意味が、公民館その他についてお考へになるというのだが、普通の場合、公民館にテレビがあつても、あるいは一軒の家庭にあって、飛行機が飛ぶということについては変

わりはないのであって、同じ状態が起ることも、これまた間違いがない。しからば公民館で何か特別の措置をとおしやるならば、それは一体そこだけ聞かせるような措置、そこだけ映るような措置をおとりになるということですか。

○財満政府委員 先ほど申し上げましたように、ラジオ、テレビの監視を可能ならしめるような方法をこの法律の中で実施していくという意味ではございませんので、その点はNHKあるいは郵政省のほうに技術的な検討はお願いするということでございます。私どもは私どもに可能な範囲内で代替的な方法でやっていきたい、こういうことでございます。ただ公民館をつくらなければならぬ、テレビがとたんに見えるようになるという意味で申し上げたわけではございませんので、御了解いただきたいと思います。

○大出委員 うしろのほうに声があつて、テレビのかわりに映画をやるというのだけれども、そういうことではまずいと思うのです。これは技術的にいうことで、私はNHKなり郵政省に責めを負わしたくないのです。これは外国の例からいって、筋が通らぬのです。ガード下の騒音というのじゃないのですから。しかし、いま技術的にNHKなりあるいは郵政省なりをお願いしてとおっしゃるので、念のために承知したいのだが、NHKのほうで何か公民館その他の中で、うまいぐあいに技術的にそこだけはならしめない、見える、聞かせるということがあるのですか。そのほうは私もうといので、念のために聞いておきたいのです。

○市川説明員 技術的には、ただいま先生がおっしゃいましたようなことは、非常にむずかしいことかと思ひます。ただ、ラジオにつきましても、これは主として音でございますので、防音装置等をとることによって、外界の雑音を遮断いたしまして、良好に聴取ができるようになるかとも思ひますが、テレビにつきましては、なかなかむずかしいかろうと思ひます。

○大出委員 そこでひとつ財満さんのほうに念を

押しておきますが、公民館というお話をされましたが、大蔵折衝の過程を承りますと、公民館は認めないというの、大蔵省の言い分なんですね。つまり公民館というものはどういふ使途を持つてゐるか。図書館と違つて、常時静穏を必要とするかどうかという点で、公民館の用途というのは、三味線をひいてどんちゃん騒ぎをすることもあるというので、防音装置をする必要はないというの、大蔵省の言い分です。あとのことも出てきますから念を押しておきますが、それは認められておると考えていいのですか。

○財満政府委員 私どもが現在折衝しております中で、そのようなものを実施したいというところで折衝をしておるわけでございます。

○大出委員 つまり防衛施設庁の意思でやるというわけでありまして、大蔵省のほうは認めていない、こういうわけですね。

○財満政府委員 私、誤解したかも知れませんが、三条による障害防止工事として公民館をやるということではなくて、四条の民生安定施設の助成という中で、このような代替的な方法として考えたいということをお話を承りましておるといふ段階でございます。

〔委員長退席、辻委員長代理着席〕

○大出委員 そろそろと、それは防音装置という意味ではないということになりますね。

○財満政府委員 その場合に、必要にあたりましてはその点も考慮してもよろしいかと思ひます。

○大出委員 これは時間をなるべくかけないよう私にも気をつけて質問しているのですが、から回りますのでたいへん恐縮ですけれども、念のために聞きますが、いま施設部長さんのお話では、テレビ、ラジオ等について何らかの法律によってやるという趣旨ではないという最初の答弁だったので、そこで、この法律によらないでどうするのかと言つたら、技術的な面でNHKなり郵政省で検討してもらふ、こうおっしゃるから、しからば一体それは何だと言つたら、郵政省のほうの方は、たとえば公民館のような場合に、このラジオという

のは主として音だから、そういう面を考える余地がある、こういうお話であつた、そうしたら、今度はあなたのほうは、この法律の第四条の民生安定施設の助成金のところで考えるというお話をされる。そうすると、冒頭のあなたのほうの言い分は、この法律によつてやろうというのではないと言ひ切つておられる。最後のほうは、この法律の四條だと言ひ。先ほどのお話は、防音装置ではないと言ひ。そうすると、これは一体どういふことになるのですか。

○財満政府委員 ちょっと混乱したかと思ひますが、私が申し上げましたのは、ラジオ、テレビの監視困難をこの法律の中で可能ならしめることを予定しておらないのでございます。しかし、それらのことに關しまして御迷惑をかけております。そこで、その障害の緩和に資する意味で何らかの施設を代替的につくつて差し上げて、それを受け入れていただきたい、このように申し上げたわけでございます。

○大出委員 何らかの施設を代替的にこしらえて差し上げたというお話なんです、日本語というのにはなかなか言い回しがむずかしいので、いまのお話をそのまま受け取れば、防衛施設庁のほうで何か施設を代替的につくつてくれると、こう受け取ります。それで、ところが、皆さんのほうではそんなものは新しくつくつてくれませんで、ほんとうに何かおつくりになるのですか。そうではなくて、旧来の何らかの施設というものを、先ほどの郵政省の方のお話のように、ラジオが聞かせるようにする、音を防ぐとか何とかというのを意味するのですか。そのところはどうかです。

○財満政府委員 そのような施設を四條によつてつくつてまいりたいということでございます。

○大出委員 そすると、公民館なら公民館を全然新たに作るということですか、一部を助成するということですか、どつちなんですか。

○財満政府委員 あのお話になると思ひますが、一部を補助したい。それが現在予定しておりますところでは、八〇%以内ということと考えてまいりたいということでございます。

○大出委員 四條のところをやりますから、その点はそこで終わりますが、つまりそれはほんの町の中に、しかも町がつくるのを助成する、それも何力所できるかという程度のもの、こうなりますね。まあ言うならばがまんしてくれという形のものになる。そこで本質的に片づかない。

ところで申し上げたいのですが、この延長二キロメートル、横一キロメートルというのが今日の基準ですが、これを調べてみますと、この一キロメートル、二キロメートルを離れたところのきわめて多くの部分において、その二キロ、一キロの範囲に入る方々とはほとんど変わらない状態に至るところに見受けられる現実なんです、それでも皆さんのほうは、同じ条件なのだが、これについて何らかの措置をおとりにならうと思ひます。

○市川説明員 ただいまのお話は、ラジオ、テレビの受信料の免除のことに關する御質問だと思ひますので、私からお答へ申し上げます。

ただいま先生お話しのように、現在NHKの受信料免除基準におきましては、おおむね主滑走路を中心にしたしまして、その延長の飛行場の外辺から縦のほうに二キロ、横のほうに一キロの地域を免除の区域としております。しかしながら、実際には、先生おっしゃいますように、紙の上に図でこの区域を書きますようにびちんといかないわけでございます。たとえば地形の關係であるとか、あるいは部落、集落の状況であるとかいうようなものによりまして、若干この二キロ、一キロの範囲を弾力的に免除ができるように、現在の免除基準ではそのような規定にいたしておるわけでございます。それで、実際にNHKにおきまして、この免除の基準を適用いたしまして実際の免除区域を設定するにあたりましては、集落の状況であるとか、あるいは地形状況等を現地調査をいたしまして、十分その状況を勘案の上免除区域の設定をいたしておるようになっておまして、あ

まり不合理な状態にはなっていないと私も考
えておるわけですが、ただいま先生御指
摘のように、たとえば一軒おいて隣が免除にな
つても自分のほうにならないというように状
況があるといえますれば、この点につきま
しては、その実態に合うような免除をいたすべきだと
考えておりますので、実情の調査を十分慎重に
いたしまして、遺憾のないように処置してまい
るべきものと考えております。

○大出委員 私は、NHKのほうに知った人があ
りますから、それとなく聞いてみましたところ
が、NHKとしては、受信料でまかなわれている財政
をかかえているという関係から、正面切つて広げ
ないかといわれれば、それはちょっと財政上でき
ないといふことを答へざるを得ない、こう言つて
いるわけですね。いまのお話は、範囲の広狭とい
う問題はありまじやうけれども、多少そこによ
りのある、考えなければならぬという面を出して
おられますから、それなりに御答弁としてはわか
るわけなのですが、現実に行つてみれば一番よく
わかると思うのです。皆さんがどこまでごらん
になったかわかりませんが、特にテレビなん
というものは、半額といふこと自体がどうも私
はわからないのですが、一体何が理由で半額に
されたのですか。

○市川説明員 テレビにつきましては、先生のお
話のように、現在三百三十円の半額だけを免除
いたしております。それで、なぜその半額にしたか
といふことでございますが、これは、ジェット機
の騒音によりまして被害を受けますのがおもにテ
レビの音声の部分だといふことが、まず一つの原
因だろうと思ひます。先ほど先生のお話のよう
に、飛行機の飛来によりまして映像の乱れとい
うものも確かにございますが、しかし、基地の周
辺におきまして最もほかの地域と違つて住民の方
々に被害を及ぼしますのは、やはりジェット機
から発します騒音であるといふことから、テレビ
につきましては、映像と音声という二つの部分
から構成されておるわけでございますので、その
音声の部分

についての半額、それからラジオにつきましては、
これは音声だけのものでございますから、全額免
除というふうな考え方に立つたわけでございます。
○大出委員 そうすると、いまのお話では、テレ
ビのちらちら部分が入つてないといふことにな
りますね。ちらちら部分を入れていたかなければ
ならぬといふことになる。映るほうと聞かざる
うだからといふので、音声のほうだけだから半
分にした、こういうことですが、そうすると、満足
に映るわけはないのですから、ちらちら映るのも
イナス幾らにしていただかなければならぬ。そこ
らあたりを検討していただきたいと思ふ。言うな
らば、これは地域の大きな社会問題なのですね。
あわせて警察協会なるあまり豊かでないNHK
で、あまりどうもそつちのほうを上げた、ペー
ス改定に影響したなんといふことになつて恨ま
れますから、ひとつそのあたりは防衛施設の方
で、諸外国の例等もあつますから、そういう基
地周辺等について受信料免除等を行つた場合に、
一体NHKとの関係においてどうお考えになつて
いるわけですか。これは、NHKの責任であくま
でもやるといふ点で、言ひつぱなしで終わる、こ
ういふわけですか。念のために聞いておきたい。

○小幡政府委員 現在までは、御承知のよう
に、NHKの内部の操作でやつておるわけであ
ります。将来、たとえば射撃場というよう
な問題がございまして、また、民間空港などの
問題もございまして、いろいろのちとらとして
考へを持っておりますけれども、基地問題等
協議会の下部機構として、特別幹事会のような
制度もございまして、十分いろいろ審議したい
と思つております。

なお、現在、羽田とか、飛行機の発着の非常
に多い一般空港の周辺で、人家の密集地帯のほう
は、そういう措置が講じられておりませんので、そ
の均衡もありますので、なかなかこの問題は困
難がありますけれども、十分御意見は拝聴いたし
まして、幹事会等で論議を尽くしたい、かように
思ひます。

○大出委員 ところで射撃場をここに入れていた
だきたいと思ふわけなんです、ここらあたりの
ところを、特に地元の方からの訴えもありますの
で、どうお考えかといふことを抜き出して、もう
一べんひとつ御質問しておきます。

○小幡政府委員 射撃場につきましては、実は本
法案全体につきまして射撃場というものは絶えず
念頭に置いて法案をつくりましたので、第四条等
につきまして、特に射撃場なんかは一番強く念
頭に置いてつくれたわけでございますが、いまの
騒音につきましても、われわれは、飛行場に劣ら
ずに射撃場の付近で一般者に迷惑をかけておる点
があるのではないかと思つておりますので、これ
は現在折衝中でございますが、ただ、NHKに
みしわ寄せすることが妥当かどうかといふ問題が
ございまして、こういう財政にからんだ問題で
ございまして、十分射撃場の重要性は意識しな
がら、特別幹事会等で論議を尽くしたいと思ひ
ます。

○大出委員 財政にかかるといふ問題だけに、私
も慎重に質問を申し上げておるのでござい
ます。だから、NHKにのみしわ寄せしていただき
ないから、どこからかもう一文補助を受けては
ないのだ、受信料によつてまかなわれてい
るのなんだといふことを前提にものを申し上げて
るのであります。したがつてそこらのところを十
分に御勘案の上で——ここでこれ以上詰めるこ
とは時間的に無理があるようでございますから、い
いかげんにいたしますけれども、いま皆さんの御
答弁を聞いておきますと、いずれもこれは財政に
からむ問題だから、何とか検討したい、NHKの
皆さんのほうも、多少の幅は残しながら答えてお
られる、こういうわけでございますから、長官に
ひとつこの辺についてまとめて、もう少し——地
元の大幅な不払い運動云々のような形のものに
発展している現実もあります、それがほんとうに
障害がないものならば、集金に何回も行かれば、
人間ですから、そうそう払わぬと言へないわけ
ですよ。ところが、集金に行つても払わないで、上

がつて聞いてみるということになるわけですね。
実はそういう状態なんです。それをそのままに捨
て置くべきではないと思ひますので、そこらあた
りを含めて、あわせて御答弁願ひたいと思ひ
ます。

○松野国務大臣 先ほどロンドンの例を出されま
したように、ロンドンの飛行場周辺は、ほとん
どが、構造体系が非常に違つておられますし、
おそろく窓ワグくらいで騒音は防げるといふ、生
活様式の違ひが大きな基本になつておるのでは
ないか、こう私は思ひます。幸ひ今回の法案を契
機にしまして、実情を調査して、そしてその実態
に合うようにわれわれのほうも努力しなければ
ならない。何もNHKばかりに負担をかけること
を前提にしては行かぬやうありません。まあNHK
も公共的な場面も多々ありますので、財政も考
えて、先ほど長官が答弁しましたやうな方向で、連
絡、交渉、話し合ひをしていきたいと思ひます。

○大出委員 最後に、この問題について市川さん
に念を押しておきたいのですが、冒頭に申しまし
たように、NHKの性格その他から、不払い運動
というところをある意味ではさるる面もありま
しょうけれども、それなりの理由があるわけであ
りますから、したがつて、法律条文を支払わな
ければならぬといふふうに変えたことを理由にし
て、民法上手続をとつた場合に、あつさりこれな
らざるからといふやうなことで一つの先例をつ
くつて徴収をはかるなどというやうなことでな
く、旧来一件もそういう例がないのですから、一
般的な料金徴収その他の面に当たつた方が、民法
の例をあげられたり、あるいはそれに類する例を
あげて、NHKに対して支払わぬ、中には契約
云々のところを知つておる方もあつて、それを理
由にされる方もある、こういう実情があるから明
確にしておくといふ意味の改正なんです、決してこ
の基地周辺の問題を対象に云々といふことではな
いのだといふことを重ねてひとつ明らかにしてお
いていただきたい、こう思ひます。

○市川説明員 先ほど申し上げましたように、今回の放送法の改正に伴います受信料の關係規定の改正は、調査会の答申その他關係方面の意見等を勘案いたしまして、従来の、この契約をしなればならないというような擬制をやめまして、直接法律上支払わなければならないというふうに表現を変えたものでございまして、先生のお話もございまして、これが現在の未払いに對する手当てであるとか、それを意圖したものであるとかいうことではないことは、先生の御指摘のとおりでございます。

それから先ほど申し上げましたが、現在未払いになっておられますこの徴収につきましては、NHKにおきまして、最大限にこの未払い状況というものを解消するようにあらゆる努力を傾けておりますが、しかし、この受信料の徴収というよりなものにつきましては、やはり国民の十分な納得の上に円満にこの徴収がなされるべきものであらうと思っておりますので、今後とも、NHKにおきましてこの受信料徴収の努力等につきましては、いたずらに法律をたてにとるといふことじやなしに、十分納得のいく円満な徴収をしていくべきものであるというふうに考えております。

○大出委員 放送法改正の問題とからみますけれども、郵政省の側も、NHKの性格等について世の中により一そう明らかにする努力をされて、受信料というものがよって来たる効果というものをひとつ明確にされて、成り立っていくように御努力を願わなければならぬと私は思っておりますので、ぜひひとつそういう点にお力を入れていただきたいと思っております。先般、たいへんお待たせして時間切れで恐縮でございましたが、ありがとうございました。郵政省關係につきましては、終わりたいと思います。

政令の六条でございしますが、先ほど部長さんからお話ございましたが、これは本法で言いますと「法第三条第二項の規定により補助する割合」なんです。つまり補助率なんです。補助率は「百分の百以内とする」、こうなっております。とこ

ろで木造を鉄筋にいたします場合に、百分の九十の補助、こういうことになるのだと聞いておりますけれども、その理由というのは、発生材がずいぶん出るからだ、こういうわけなんです。木造をこわしてしまつて鉄筋にかえる。したがって、木造から発生材、古材が出るというわけですね。それを一〇〇見ていたという勘定。まあ勘定からすればそういう勘定になる。そこで私は、そういうみみちいことをなぜお考えになるかという点がどうもふしぎなわけでありまして、大和市の学校の校舎の例からいいますと、発生材は百分の五以下であつたという実例もあるわけでございます。そういう計算が成り立つとすれば、百分の五は持ち出しになつてゐる、こういうことになる。したがひまして、この辺のところを百分の百以内——以内と、こういうわけでありまして、発生材まで持ち出して——国が責任を負うべき基地問題なんでありまして、その発生材は、基地があるだけでたいへん苦しい状態にあるわけでありまして、有効にお使いくださいぐらいのところがないか。このあたりのところを含めて、この政令の内容について御答弁をいただきたい、かように思います。

○小幡政府委員 発生材を含めて一〇〇としておられますのは、発生材のほか、たとへば木造建築が耐用年数が尽きて鉄筋になるまでに、若干余裕があるのが通常でございまして、五年とか七年とか。その場合に、普通の場合ですと、鉄筋の再建資金を現在積み立てておいて、五年なり六年後にその鉄筋をつくるときの準備金もあるわけですね。これは基地があるなしにかかわらず、当然その学校で準備すべき再建積み立て金といふんです。そういうものを含んで一〇〇と見てゐる、こういうことでございます。これは大蔵省といふいろいろな折衝しまして、大体基地のあるなしにかかわらずこれは必要な金といふことで、そういうものを見込んで、平均しまして一〇〇としてあるような次第でございまして、

○大出委員 どうもそこらあたりが、この前の質問の最後に長官にもお願いしたんだが、少し切れた過ぎるという感じがするわけなんです。というのは、たとへば学校を鉄筋にする場合に、この百分の百以内という趣旨からいけば、人口がどんどんふえてゐる、こういうわけですね。厚木周辺などというものは、まさに東京のベッドタウンですよ。人間そのものは、東京の人間と一緒になんです。ね、神奈川県に住んでおつて、神奈川県では困るから東京版の新聞でなければと言ふんです。そこで、ただちへ帰つて寝てくるわけだけれども、子供さんだけは生産するから、学校の施設は引き受けなければならぬという地域なんです。どんどんふえる。そうすると、建て増して鉄筋にしたところは、人口増による生徒の増という面でふやしたところ、これは見えてくれないということになりかねない。それからもう一つは、何も鉄筋校舎を建てなくたって、あの地域はふえてしうがないのですから、防音装置の關係がなければ、実は木造でよい建てたいわけですから、そうしなければ生徒を収容できないわけですから。しかし、防音装置の關係があるからということで、鉄筋校舎といふことで積み立てまで考へるということになつてきてゐるわけですね。そういう実情が現実にあるわけですね。だとすると、つまりこの補助率の取り扱ひといふものは、その辺まで考へて、地元の諸君の気持ちになつてやはり考へてあげないと、せっかくこれまた法律にした意味がないものになりかねない、こういう心配がございまして、いま小幡さんの言われることはそれなりの理屈としてはわかるけれども、私が申し上げたような観点でものを考へていただけないものかという、これは私はあの辺を知つておる者としての持論なんですけれども、どういふふうにお考えですか。

○小幡政府委員 それについても、お示しのような意見がございまして、いろいろ検討したのでございまして、大体私のほうで聞いておりますところでは、文部省の方針が、大体この基地があるなしにかかわらず、学校といふものは木造から鉄筋にすべしというよりな指導方針になつておりました。

で、九十何%ですか、私も数字は忘れましたが、そういうふうになつていくような趨勢のように聞いております。ただ、私どものほうも、学級増につぎまして、そういった文部省の補助の出ますのに加へまして、防音の部分だけは並行的に御援助をしたいという感じでございますが、その学級増の部分の本体は、やはり文部省の補助の基本にのつたりたいというふうに考えております。

○大出委員 聞き直しますが、では、木造を鉄筋にするときには、補助率は幾らなんですか。

○財満政府委員 先ほど申しましたように、騒音の高い部分につきましては九〇%、それから緩和するといふ意味を含めましてさらに範圍を広げるという部分につきましては、七五%の補助をいたしたい。それから並行工事につきましては一〇〇%にいたしたい、こういうことでございます。

○大出委員 そうしますと、RA3ですか、これは一番高いクラスの防音装置、これは百分の九十、それからRA2というのがございまして、これは一重窓といふことになりまして、これは現に板付なんかで一部やつてゐるというのでございまして、これは百分の七十五、こういうふうなきちつとした分け方になりますか。

○財満政府委員 そのとおりでございます。

○大出委員 そうしますと、厚木なんかの場合、これは飛行機の機種によりますね、F104とか、あるいはF105とかいふようなものというふうな分け方なのか、それとも実測によるのか、このあたりどういふことになりますか。

○財満政府委員 実際の騒音測定の結果によつてやりたいというふうに考えております。

○大出委員 それから、先ほど来の御答弁と多少食い違ひんで念を押すのですが、百分の九十にした理由、この中に、どうも年度等の關係で建物の点数計算をいたしますね。ところが千差万別で、いろいろな違いがある。違いがあるから、いわばめんどろくさい。だから、RA3を建てる場合には百分の九十、こういうことにしたんだという話

を聞くんですが、そこあたりどうなんですか。

○財満政府委員 私どもの十数年来の学校防音工事の経験に徴しまして、一〇％程度つまり地元保持にいたないと申しますか、そういうふうにして大きな狂いはないということで、そのようにいたすことにいたしました。

○大出委員 そうしますと、先ほどの小幡長官のおっしゃった、年度で積み立てていくのがあるとかないとかいうのは、これは別な話になりますか。

○財満政府委員 一〇％の内容といたしまして、発生材という要素が一つござります。それからさらに、再建築積み立て金的なもので、基地の有無にかかわらず、当該学校といたしまして最終的に負担しなければならぬものがあるわけでござります。その二つを合わせて約一〇％という大数觀察をいたしました。

○大出委員 長官の言われている限度からするならば、それは特殊な例で明らかになつていくわけですね。基地のあるなしにかかわらず、鉄筋校舎を建てるとかいうことで積み立てていくとか何とかいう……。それから発生材という面からいくなれば、そんなけなことを言わねえで、原則として一〇％、こういうふうにしてしまつて、長官の言われる面について多少の考慮がそこで原則を離れて加わっていくということではないわけですね、原因者負担という原則の世の中ですか。そういうふうになぜ考えられないのかという点を私は冒頭に言つたわけですが、答弁がいろいろ出てまいりましたから回り道をいたしました、そこら辺をひとつ。

○財満政府委員 たてまえといたしまして、この防音工事をいたすことによりまして、地元が不利を受けるということも、よくないことかと思ひます。しかし、それによつてさらに地元が余分の利益を得るということも、よくないことかと思ひます。そういう意味で、先ほど先生のおことばによれば、少しみみっちいではないかとおっしゃつたわけですが、計算は計算としてきつちりやつていきたいと思います、そのように発生材

の処分等は地元におまかせして、その部分は学校の防音工事においてその費用の中に入れてもらいたい、こういう意味で百分の九十ということにしたわけでございます。

○大出委員 ちょっと聞き捨てにならないことが出てまいりましたので、これは感情的に申し上げるとはありますが、地元が余分の利益を受けるといふことはよろしくないという話なんです。それはさつき私も言いましたけれども、とんでもない話なんです。私は、この法律自体が、ほんとうを言つて、旧来の皆さんのものの考え方がある意味では変わったかと思つて——基地の、人のいないところ、飛行場があるわけではないのだから、ある意味では皆さんも親切にそこまで考えたのかと思つたこともあつた。というのは、基地があるということだけですてたいへんな損害を自治体はこうむつていくという現実なんです。神奈川県全体、全国一の基地県ですから、ごらんになればわかると思ひます。だとすれば、そのようなもの考え方——基地がある、このことによつてこうむる損害、そのことを念頭に置いてものを考えるようになるにこの法律はなつておるのか、こう思つた。ところが、ずつと質問をしてまいりますと、そうではなくて、わずかに発生材の問題をつかまえても、余分な利益を得ることはよろしくない、こういうことになると、とんでもない、何が余分な利益だ、こういうことになるわけですね。そこで、私はひとつ念のために聞きますが、私の住む横浜市で「は」地区という埋め立てを早くからつくろつたというところで、本牧の埋め立ての一つ先に——これは小幡さん御存じだと思いますけれども、富岡ですが、富岡の陸揚場等があつて、基地がござります。したがつて、せつかく長年計画を立てて進んでまいりました埋め立てが、基地から横やりが入つて、前のほうを埋めるならば、水路をつくつて、その弾薬の陸揚げ等の岸壁が使えるようにしてくれという。これによつてもめにもめ抜いて今日までできておる。まだきまらない。しかも最終的に話がついて、大蔵省との

間で防衛施設庁が、これは合同委員会にかけなければならぬのかも知れませんが、つまり土地の国有地の交換まで考へて、横浜市としてはたいへんな迷惑をこうむつて、機械設備その他によつて陸揚げ等の手伝いまでするようなことを考へてようやく話をつけた。ところが、つけたのだけれども、まだ合同委員会が云々ということできまらぬ。新聞はいつになるかわからぬと書く。こういうことで、あれができていけば、こんな不況にならぬうちに、とつて昔に会社は一ぱいになつてしまつてでさうががつていくわけですね。横浜市の財政そのものから考へれば、これは基地があるだけでずいぶんばかげた話です。そういう事例が至るところに起こつていくのに、こんなところで何で刻むのかということになると、余分な利益どころの騒ぎじゃないです。たいへん余分な損害をいままでもたらされてる。固定資産税その他の面からいつても、横浜市だけで二千二百億損をしていくのです。そこらあたりのことを考へれば、皆さんのそういう言い方はなかりと私は思ひます。だから、原因者負担その他のやり方もあるのです。私は申し上げている。ついでにいま申し上げた例についてもお答えいただきたいと思ひます。

○財満政府委員 発生材の場合につきましては、私が申し上げましたのは、計算というところで一部的に申し上げました。それは御了承いただきたいと思ひます。

それから、富岡の問題につきましては、やはり米側の必要なる施設ということ、直ちにこれをどこへ持つていくというこの当てのない問題でござりますので、現在のところ、先生おっしゃいますとおり、はつきりした結論が出ておりません。確かにその間地元たいへん御迷惑をかけているかと思ひますが、この施設は、米軍といたしましてもぜひ必要な施設でござりますので、やはり他に代替がなければ困るというふうな言い方で、結論が出ていないというのはなほ遺憾に存じ

ますけれども、できるだけ打開の努力はいたしたいというふうに考へております。

○大出委員 皆さんがよく御存じないようなんですが、地元のことですから、私が詳しく調べておりますのでよくわかつておりますけれども、これは大蔵省の国有財産局の二課の担当です。そこで近日この二課長と横浜の財務部長大橋氏と市が立ち会ひで現地調査をして方向を定める、こうなつておるわけですが、問題は皆さんの側、日米の間における取りきめが、国有地の交換という形で処理されればそれでよろしいということになるのですね。ここから先へ進めるのに非常な困難を来たすということになるわけなんです。これは時間がありませんからあまり横道にそれたくありませんので、後ほどあらためて私のほうに御連絡を賜りたいと思ひます。けれども、これなどは、横浜市民にすれば、順次埋め立てていくことになる。そういうことでは使ひものにならぬことになる。そういうたいへんな被害を与えている例もある。そういうことをいま申し上げたわけですが、それは後ほどでつこうです。あわせてお知らせいただきたいと思ひます。

そこで、私はまとめて言ひますけれども、発生材というふうな問題は、あまりこういふことまで皆さんのほうで事ここまかに減査的なことをしなくても——つまり鉄筋の教室が建つという場合でも、地元はこれこれ建てたいというところで坪当たり単価をきめまして、言うならば超過負担の形で自治体が持たなければならぬ面がたつきあるわけですね。それは今日各自自治体の間においても同様です。そういう現実をお考へになれば、このくらいのところは皆さんのほうが一〇％を原則にするくらいのことをお考へにならなければ、私はおかしいと思ひます。だから、そういう点について、政令云々は通つてからのことですから、まだ時間のあることでござりますので、そこらあたりについて十二分に検討しておいていただきたい。つまり発生材が云々だの積み立て金がどうだのということ言わずに、あなたのほうで地元の立場に立つて

善処をされなければ、基地をかかえておるところはたまつたものじゃないのですから、そういうところをお考えいただきたいと思うわけです。長官、これはいかがですか。

○小幡政府委員 発生材その他につきまして、多少財源のことは過ぎまして申しわけございませぬが、申し上げたのは、国が処分をするとして、こういう発生材でも国へ返っていく金があるだろう、それを市町村にかわつてやってもらつてそれを差し引きする、こういう意味で申し上げたのであります。

なお、いろいろなものを含めまして一割引いておきますのは、やはりわれわれのほうで、現行基準程度のもは二カ年でやりたいとか、残りのものはなお数年でやりたいというふうなものが、メジロ押しにたくさんございまして、一割引いてもらえば、本来なら十校つくるところが十一校つくれるということになりますので、その辺よその基地のこともお考えくださいまして——これはそういう多数の工事を控えておりますので、私はなかなか困難かと思ひますが、政令の段階でなお努力してみます。

○大出委員 納得しませんが、あとでまた一括申し上げます。

念のために聞いておきますが、人口増で児童数がふえた場合に学校をつくる、こういう場合には発生材はないわけですね。したがって、これは文部省との関係が出てまいります、防衛庁は百分の百、こうなるのだと思うのですが、ここらあたりいかがですか。

○財満政府委員 そのとおりでございます。

○大出委員 政令の第七条、つまり「法第三条第二項第三号の政令で定める施設」、これはどのようにお考えになっていきますか。

○財満政府委員 医療法に基づきます病院、診療所、それから児童福祉法に規定いたします保育所、老人福祉法に申しますところの特別養護老人ホーム、それから伝染病予防法に申しますところの隔

離所、隔離病舎、こういうものをこの政令の中で考えております。

○大出委員 もうちょっと突っ込んで承りたいのですが、つまり政令の中で規定されるものは、「医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条第二項に規定する診療所等防衛施設庁長官が定めるもの」、これについては十九床以下が診療所であるというところになると思うのでありますが、その場合に六ベッド以上をワクの中に入れ、六ベッド以下は認めないというのは、どういうわけですか。

○財満政府委員 これは以前に病院の騒音防止の際に、対象範囲に属しまして関係各省と協議いたしましたいきさつがございまして、その際、医療保健業の公共性及び診療所のベッド数、その全国平均が約六ベッドであるというふうな事実を立脚点として、六ベッド以上というところで大体実態はみな入つてくるんじゃないかというふうな申し合せをしたわけでございまして、ただ、五ベッド以下のものにつきましても、実態がそのようなら防音工事を必要とするというふうなことであれば、それは特殊なものとして実施することも考えましようというところに申し合せができておつたものを、今回この法律の中で、いかに取り扱ふか、前の慣行をそのまま生かしてやるか、それとも新しくきめるかということ、これを関係省との間で現在詰めておるところでございます。

○大出委員 ずばり承りたいのですが、六ベッド以下というものは入るのですか、入らないのですか。以下というものは入るのですか、入らないのですか。○財満政府委員 やはり以前の申し合せの筋とその後における実際の経験に徴しまして、五ベッド以下が入るかどうかにつきましては、やや困難を感じておるところでございます。

○大出委員 私は、事実問題として予算がない、こうだということについてこだわっているんじゃないのです。ふやしてくれというところは地元の皆さんの要望だろうと思ひますが、それは現時点で不可能なものはやむを得ないのですが、私は考え方を明らかにしていただきたいので申し上げているのです。六ベッド以下というものを入れますと、

まず一般の開業医のベッド数と競合してきます。診療所というものを六ベッド以下と認めた。その割合に、しからば一般のお医者さんの場合にこれほどなんだろうという問題がすぐ出てくる。一般のお医者さんのベッド云々の問題になって、そこまでする必要ありません。一般の開業医は、公的機関にやございませぬ。そうなりますと、一般の住家等とのバランスはどうなのかという問題まで派生しかねない。そうなりますと、だからというところが一つの制約になり、六ベッド以下は認めないんだというところになると、この法律全体を流れる一つの思想ともつながるわけでありまして、とにかく一般のサラリーマンや勤労者あるいは商家その他を含めまして、あとのほうにもありますけれども、みんなはさざされて困つてゐる。ところが、実際にはこの諸君は資力がなくて困つてゐる。こういうふうなことを考えると、予算という問題がすぐからむんだけれども、考え方というものは私は筋を通していただきたい。そこで、そういう問題とかからんだときには、財政事情これこれかくかくしかじかだということ、相互に努力をしようというにしようとしていくよりほかにしようがない。そういうふうにしていくべきだか、何か不自然にばかつかつておる。これを追及して調べてみる。ところが切つたところでは困る。この辺、私はガラス張りでものを考えていただきたいという趣旨で、いまの点を考え方としてどうなのかという点を明らかにしておいていただきたい。私が申し上げる趣旨だとすれば、そのようにお認めいただいた上で、将来に向かつてはそうでなくしていただかなければならぬと思ひますので、そういう意味でひとつ承りたいわけですが。

○小幡政府委員 ただいまお話しした五人以下の収容施設を持つ診療所につきましては、もし政令に入れることがむずかしければ、申し合せというところにいたしましたして、被害の程度とか患者収容の事情等を考慮して、やむを得ざる場合には対策をとれるようにしたいと思います。

○大出委員 これは松野長官に念のためお願い

をしておきたいのですが、診療所というものの取り扱いについては、十九ベッド以下が診療所というわけですが、六ベッド以下は切つてしまふというものが、大蔵省の間にのつておる考え方です。六ベッド以下は何で切るかといへば、一般の開業医との関係が出てくる。開業医も五ベッドか六ベッド持っているわけですから、そうすると、開業医も患者をかかえてゐる限りは、その三条のワクに入らなければならぬということになる。さらにそこまですると、それなら一般の民家、農家に病人がある、こういう場合だつてあり得るわけでありまして、そうすると、全体に響いていくというところ、どこかで切らなければならぬというところで、六ベッド以下を切つて、開業医との接触関係をなくしていく。そうなるわけになります。これはものの考え方として筋が通らぬことになる。だから、予算的な問題があつて言われるならばわかる。わからぬわけではないが、筋は筋でやはり通していただきたい。その上で予算がないからしたがって当面こうしてこれというところで、将来の問題としては周辺の方々等ともじっくり相談をしながらよくしていくというふうにしていただかなければ、筋が通らぬと思ひます。いまのお話を聞きますと、当面六ベッドとされるという雲行きですが、私は理由がどうも納得しきれぬので、その点をひとつ頭に置いていただいて、政令の面で書き切れないという場合がありまして、つまり六ベッド以下のところについて、病人をかかえて騒音に耐えられない、こういう状態の中に置くわけにいかぬから、そこらも別途配慮すべきものはあるというふうな幅を広げていただきたいと思ひます。そこらも、将来の問題もありませんので、御答弁をいただきたい。

○松野国務大臣 この思想は、御承知のごとく、公的病院というものを基準にまず第一に拾ひ上げました。しかし、病院の基準がどの程度かということ、御承知のごとく、厚生省も、病院という規定を十二ベッド以上のものを病院とする、それ以下は診療所あるいは開業のお医者さんとする

いうふうに、ある意味においては病院の規格をなるべく拡大する方向に考えております。したがって、病院と限定するならば、これは思想としては明らかにわかりませんが、しかし、まだそこまでのいい病院と診療所の中間的なものもある。平均すると六ベッドという基準が出たものですが、思想としてはなるべく拾い上げた。しかし、線を引くには何か基準がなければならぬ。そこで十二の病院の規格を当てはめるにはあまり酷だ。といって、一人でも二人でもとにかく病人を入れるにはまだ少しむずかしい。そこで全国の平均が六ベッドであるという六をとったわけで、その辺が基準としては一つの棒の引き方である。しかし、思想は、それ以外に手はないんだ、われわれは問題にしないんだという思想では、もちろんありません。さしあたりこの辺を基準に今回やる。将来また次の段階では出てまいりましょう。そういうわけで、線の引き方の当、不当はありますが、あまり大きな病院だけ拾ったというよりも、もう少し、どっちかという近づいたのではなからうかというので、まん中辺で、満足はいきませんけれども、方向としては私はこの辺で今回はやっていきたい。これは前からずっとその方向でやってきているのですから、急にこの法律のときに各省の打ち合わせが混乱することも避けまして、今回は前の一応の打ち合わせをそのまま準用した。いずれ今後の問題は、厚生省、医療法というものの関連において、改善のほうに進めると私は思います。今回その意味で、理論的にはいろいろ議論はありますが、一つの基準をとったというところで、いままでの前例を踏襲した。しかし、方向は改善のほうに向かうであろうということ、これは思想上すべての法案に出ておりますので、善意に解釈していただきたいと思います。

○大出委員 なるべくひとつ前向きで処理いたしたいと思っております。

この「伝染病予防法第十七条の規定による隔離病舎又は隔離所で医療法第一条に規定する病院及び診療所でないもの」、これはたとえばどういうところですか。

○財満政府委員 たとえて申しますと、福岡県の水巻町、芦屋町というふうな方面にございます伝染病病舎の隔離病床というふうなものでございませう。

○大出委員 この「児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所」、このところで幼稚園に類するものというのはいくつか幼稚園は学校法になるわけですが、ここらあたりをひとつ説明しておいていただきたいと思います。

○財満政府委員 幼稚園は学校教育法に規定するものでございまして、保育所はそのようなものでございまして、別のものでもございしますので、それとは別個に考えたいと思います。

○大出委員 「法第四条の規定により補助する割合は、百分の八十以内とする」、こうなっているのですが、これは百分の八十ということにした意味はどういうわけですか。

○小幡政府委員 法第三条のほうは、自衛隊の特定の行為によって直接その物的な損害あるいは騒音という騒音を媒介として人体に影響を与えるという、非常に直接的な防止をしなければならぬというものが主でございまして、第四条のほうは、それほど直接的でなくして、それでは救えないいろいろな問題が、また現地にはあるわけでありまして、そういうものに対しては、地元の御意見もよく承けて、生活環境とかあるいは事業経営の安定の寄与に關係のあるようなもので、こういうものをしてほしいという御希望を承りまして、障害の緩和に資するということに重点を置いておりますので、その中には、地元の利益になるものも若干は補助でつくって上げるといふ思想もあるものですが、第三条ほど直接この被害を救済するということ、第三点、第四点で第四点までございまして、したがって、補助率も若干低い。こういう思想でございまして。

味では中心点ですね。というのは、五条以下もございませうけれども、形式的には、いずれもいままやってきたことを法文化したというわけですね。四条は新設、こういうわけですね。その意味では、この法律としては非常に意味のあることになると思っております。

そこで、冒頭に承りたいわけでありませうけれども、各基地の中におけるドル財産について、これから基地交付金に見合う何かをとりたいという、そういうものの考え方があったように承るわけでありませう、それが原案のところに新しい交付金の形で大蔵折衝の段階では浮かび上がっております、それが今度内容という問題とぶつかって、厚生省だ、農林省だ、やれどことだという、建設省も入りましたが、三省あたりの一貫行政という形でこういうものをやるのなら、たとえば開田だとか老朽田の改修だとかいうふうなものは農林省だとか、いろいろな回り道、道くささ食ひながら、基地周辺の住民の方々にとってみれば、おれたちをあまりないがしろにし過ぎるのではないかという感じを持たせながら、かつ自治省が持つておる基地交付金と二重になるなどということが一面からんでまいりまして、回り回ってこの四条という、こういうわけ、まさに二階から目撃をたすようになつてきたわけですが、これも、そこあたりは一体どういふ経過でこういうことになったのか、どうも筋がいろいろになつてしまつて……

○小幡政府委員 予算の経緯から申しますと、ただいまおっしゃいましたように、当初確かにドル財産見合いの固定資産税に見合うようなものとしてまして数億組んでおつたことは事実でございまして、その後いろいろこの四条を検討してみますと、結局四条は自治省がやつております基地交付金というものと少し趣旨を異にしまして、自治省のほうはこの基地の静的な面に着目しておる。こちらのほうはその基地の機能と申しますか、基地の動的な面を把握して、飛行場をやる場合はどうするとか、あるいは射撃場をどうするとか、基地の動きの影響力を考慮して四条をやるのだという思想に変わつてまいりましたものだから、当初予算に組んでおりましたドル財産見合いの数億の金をこれに振りかえたということは事実でございませう。今後やはり地方交付金のその基地を管轄するといふだけのものは交付金でやっていきますが、このものは、法第四条はその周辺の市町村も含みまして、基地の動き、その機能といひますか、そういうものによつて起こるいろいろな御迷惑を救済しようという趣旨でございまして、いろいろ経緯はございしましたが、両々相まって静的なもの、動的なものを並行してやっていくということとで落ちついたわけでもございまして、当初の予算は御存じのように五億でございまして、年々これはよく事情を調べてまして今後若干でもふえるようにしていきたいというふうに努力をしたいと思つております。

○大出委員 ドル財産というのは、一体皆さんの大体の計算でどのくらいあるとお考えですか、各基地の中における米軍の建物その他……

○財満政府委員 私どもが把握しております現在の価格は四百四十億程度であらうかと存じております。

○大出委員 四百四十億といふと千分の十四の二分の一ですね。つまり固定資産税でいけば千分の十四ですか、そうすると、基地交付金に変わっていくといふことになれば、その二分の一、千分の七くらいになりますね。四百四十億かける千分の七、そのくらいの額ですね。そうすると、これに見合うものといふもの、交付金の考え方といふのは、これは交付金じゃないのですから、ここにあるのは、四条は全然別なんですから、それは将来どうなっていくのですか。

○財満政府委員 いわゆるドル財産の問題につきましては、来年度におきましては、自治省と御相談申し上げて、落ちることのないようにどちらか

○大出委員 これは法律のほうの第四条についてですが、これはこの防衛施設周辺整備法のある意

で考えてまいりたいと思っております。

○大出委員 基地交付金は一億ふえてたしか十五億のはずだと思ひます。これではとてもじゃないが、さつきも申し上げたとおり、基地のある県ないしは市町村はやっていける筋合いのものではない。したがって、四百四十億程度のドル資産が存在をするということになれば、理屈、筋からいまして、当然見合うべき交付金を何らかの形で考へてしるべきだと私は考へるわけでありませう。そうなりますと、その所管が防衛施設庁なのか、それとも自治省なのか、いろいろこれはあろうと思ひますけれども、そのことは基地周辺住民には関係はない。したがって、あくまでも四百四十億のドル資産に見合う分は、筋としては当然交付金として増額をすべきものであるということになる。そこらのところを防衛庁、自治省との関係では、本年度予算折衝の結果としてどういうふうにおさまっているわけですか。

○小幡政府委員 この予算をつけます際には、自治省の交付金という感じではなくて見舞い金という感じをつくったわけでございます。交付金という概念に当てはまらずと、これはやはり自治省の問題になると思ひますが、見舞い金の場合には施設庁のほうになる。この辺の問題はなお問題として残してありますので、来年度の予算ではさらによろ自治省とも相談いたしまして検討したいと思ひます。

○大出委員 そうしますと、四条というものは、「民生安定施設の助成」というものを新設はされたが、これは明確にドル資産云々、これに見合う交付金の増額などというものは関係がない。そうしますと、その思想は全く別途のものとして存在し、かつ将来に向かつてそういうことで進めていく。間違ひございませんか。

○小幡政府委員 そのとおりでございます。

○大出委員 これはある意味では迷惑料ともがまん料ともいえるものですね。交付金云々という形で所管争ひみたいなものが出てきたり何かしなから新補助金などというふうにだんだん変わって

いった。大蔵省側との関係は、つまり予算的にドル資産見合いで出したものがそう変わっていったという、その向こう側との関係の思想はどう見ているのですか。

○小幡政府委員 ドル資産の見合いで組んだ予算が、その結果において第四条関係の予算に変わったといひますのは、第四条の趣旨が基地を管轄する市町村以外にも及んでおるわけでございます。ところが、ドル資産のほうは、基地を管轄する市町村に入るわけでございますから、第四条の主張が、基地周辺という意味で基地を管轄しない付近の市町村も含めるといふ大前提があるものですから、第四条の前提にはこれは入れずに、交付金でいくか、あるいは別途見舞い金ということで予算措置をしてやるか、この二つが残っているわけでございます。大蔵省もそういう理論から、この問題は第四条と矛盾するから特別に検討するといふふうになっておるわけでございます。

○大出委員 予算官庁というのとはよくかたいわけでございます。したがってドル資産見合いで予算を組んで折衝に入つたものが、二転三転してこう変わつて五億の金がかついているというところになると、地方の基地のある県、市町村の方々の考へからすると、肩がわりをしたのだといふふうには受け取る。そうすると、ドル資産見合いといふものは、それによつて消えたのではないかと、うふうに受け取られがちでありまして、そうなる、交付金の性格のものだといふなら、こういふ使用方をすべきではないことになる。基地市町村に直接交付されなければ筋が通らない。となると、こういふ形にすることによつて、もし肩がわりだとすれば反対だと言わなければならぬ。二階から目撃したいなこんなことではしょうがないじゃないかといふことになる。そのところが肩がわり的になっているのだといふことになる問題があるのですが、いまのお話は、そうではないといふのなら、これは大蔵省は新たに五億くつつけたことになる。そんなに予算官庁はたおやかに金を出す官庁であるか、逆に言えばそういうことにな

る。そこらはあなたの方の考へはどうなんですか。あなた方が要求しないものが出てきたのだから……。

○小幡政府委員 これは、予算を組みますときに、まだこの法案がほんとうのひなでございまして、はたしてつばな鳥に成長するかどうかはつきりしない状態でございまして、一応そのときはドル資産で組んでおりましたのですが、御協力によりまして政府部内でだんだん法案審議の段階に入つてまいりまして、法案が形を整えてまいりますと、今度は逆に新しく第四条関係の予算を組まなければならぬということになつてきたわけでございます。だから、決して肩がわりではないに、新しく組むかわりに、従来の思想を第四条でどうこうすることは矛盾するではないか、おほの、ドル資産だけのことをどうこうという観念は、防衛施設庁のこの法案としては矛盾するではないかといふことが法案審議の過程ではつきりしたわけでございます。私も、もともとこの法案をつくり出す当初から、第四条は整備交付金といふことで発足したのでありますが、このときすでにメニエ方式といひまして、地方市町村の主体性を重んじて、市町村がいろいろ案を持つてこられまして、その発意と責任において出された計画に基づきまして整備的交付金を交付されるというふうな思想が当初にありましたのを御存じだと思ひますが、その思想から見まして、四条はやはり補助の性質を持ったものでございませう。そういう意味でございまして、よろしく御了承をお願いいたします。

○大出委員 せっかく新しいものが出てきているのですから減らしたくないのですが、いまの点だけははつきりしておりませんといけないので承りたい。

いま基地をかかえておる市町村は現に困つておるので、そこまで私はいふんぐどい質問をしました、皆さんがうなずいておられるんだから、基地の皆さんとしても、将来ドル資産見合いのも

のをまた要求するという場面も出てこようと思ひますが、これはせっかくの御努力をいただかなければならぬと思ひますので、念のためにそこまで触れたわけでございます。

ところで、この四条にいう「国は、防衛施設の周辺地域を管轄する市町村で当該防衛施設の運用により」このうらふにこの文章が続いておるのでありますけれども、まず明らかにしていただきたいのは、ここでのいう防衛施設とはどういふものをいうのか。当初大蔵省が飛行場、演習場に限定をしたように私は聞いておつたわけでありませう。ところが、今日、私どもの解釈からすれば住宅、通信施設、弾薬庫、あるいは補給廠、これは相模原、あるいは医療施設といふふうなものを含めて範囲を広げた解釈をとるべきだといふふうに私は考へておるわけですが、ここにいう防衛施設といふのは、先ほどのお話にもありましたように、基地そのものというよりも周辺、こういふわけでありませうから、その考へ方といふのはどう統一をしたらいいのかといふ点を明らかにしたいと思ひます。

○小幡政府委員 これははつきり列挙できるものとそうでないものと区別してありますが、現在列挙できるという確信を持っておりますのはジェットエンジン、それを備えた飛行機を使用する飛行場、対地射撃場、それから機甲車両とか重火器を使用しまして相当実射射撃をやります訓練が頻繁に行なわれる演習場、それから港湾等で特に大型船舶の係留とか、臨港地帯の主要部分の大半を施設として使用しておるようなところ、こういうところは大体列挙し得るところまで確定しております。そのほかに、いまおっしゃいましたようないろいろな問題が入つてくるわけでありませう。これにつきましては、なお検討いたしましてやりますが一応の整理案として、その他のものにつきましては、対象に應じてやることあるべしという例外規定を残しまして検討したいといふふうに考へております。

○大出委員 実はここに非常な問題があるのです。私は住宅などというところから、弾薬庫から、あるいは補給廠から、こり入れてものを申し上げておきます。例をあげますと、まず横浜の中央市場、青果市場が神奈川という横浜市のまん中にある。ところが、この神奈川の青果市場のまん中のすぐ隣に洗たくをやっている米軍の施設があるわけでありまして、これも基地の施設の一部であります。ところが、この洗たく場は、これは別の機会にまた御質問申し上げたいと思っておりますが、横浜の本牧の一号住宅地の移転云々で問題になりましたが、あの住宅地の洗たくをやっておるわけでありまして、だから、住宅がなくなればこの洗たく場も要らなくなってしまう、こういう性格のところでありまして、ところが、中央市場は、御存じのとおり横浜というところは人口がふえ過ぎますので、ますます集荷がふえてくる、業者はふえる。ところが、隣に拡張したくても、ここが接収をされているうちにどうにもならぬ。ますますもってこの中央市場というものは、そのためにたいへんなロスとたいへんな時間と、各業者の方々がいへんな不便——車が入ってにっちもさっちもいかない、こうなっておるわけです。そうしますと、この「生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設の整備について必要な措置をとる」この法文をそのまま読めば、いろいろな解釈は別として、ずいぶん広い範囲が入らなきやならぬ法文なんです。だから私は、さつき申し上げたように、この法律は旧来の単なる演習場とか飛行場とかいふ觀念からせつかく幅が広がった。だから、さつきとく念を押しておるんだけれども、ドル資産の見合いの四条ではないことになって、周辺を含めて、基地そのものではない。そうなるにつれて、ここまで拡大をして解釈をするということにならなければ筋が通らない、こういうふうに私はこの条文からすれば考えざるを得ないわけでありまして、どうもそれがえらい狭い範囲でのことを言われると私のほうが戸惑うわけなんです。もう一ぺんそこらのところをどうお考えになっておるか。

○財清政府委員 この問題は「著しく阻害」という「著しく」にかかると思っています。ただ、そのような生活または事業活動が阻害されております場合に、自衛隊等の施設の所在によりまして生ずるものと、自衛隊等以外の一般の活動がやはりそういうふうなものに対して阻害を与えておる場合と比べて、私どもの行為が著しく阻害を与えておるとする場合に、この四条でもって民生安定施設の助成をいたしたい、こういうふうにお考えであるわけでありまして、確かにいま先生がおあげになりました例は、阻害を与えていないということには私は申しません。ただそれが著しい範囲に属するかどうか。たとえば飛行場の進入表面下に住んでおる方々の受けておられる障害と、それからいまのランドリー地区の存在のためにその周辺の人が受けておられる障害との比較の問題、これはなかなかむずかしい問題でございます。概念的には、やはり著しいという程度は、私どもが申し上げておりますような飛行場、対地射撃場とか実弾射撃をする陸上演習場であるとかいうようなもののほうが著しいものではなからうか。したがって、第四条の「民生安定施設の助成」では、ランドリーの基地であることが防衛施設であるということと著しい障害が生じておるといふふうにはまだ考えておらないところでございます。

○小幡政府委員 ちょっと補足いたしますが、いま先生の御質問の横浜の住宅のリロケーションがもし完全に行なわれた場合に、ランドリーは不必要になるんじゃないかという点にまでまでからんできますと、これはランドリーそのものを移すかどうかということになるわけでありまして、これは第四条によらずに別途行政措置で施設が条件が変ったということと善処したいというふうにお考えしております。

○大出委員 そういう御答弁をいただきますと、一号住宅地等が移転したら、これはどけて返すんだということになってくるのですが、いままでのケースから見るとなかなか簡単に受け取れるようにならぬ。とにかく二十年来苦

しかった。それこそ著しい被害を受け続けているわけですから、業者の陳情山をなしているわけですから。一ぺん行ってみたらわかります。横浜の中央市場なんていうのはランドリーがなければ全く好都合だ。ところが、これがあつたためにどうにもならない。しょうがないから埋め立てをつくつて、埋め立てへ中央市場をつくり直すとかいうところまで考えておるわけですが、事故まで起こつておるのですから、そうなるごみの搬出だつてできない。だから、私がここで聞きたいのは、もしそうじゃないというのなら条文を直しなさい。「防衛施設の周辺地域を管轄する市町村で当該防衛施設の運用により」です。防衛施設の運用が著しく阻害されていると認められる、事業活動が著しく阻害されきつておるわけですが、どうにもならぬのです。営業にたいへんな差しつかえがある大問題です。そうなりますと、先ほど言われた飛行場の進入路の下とかいうのは危険かもしれないけれども、営業にたいへんなことになる、これは何とか営業をやっているわけです。これは質の問題です。質の違いなんです。いいですか。そうなりますと、皆さん方がここで「当該防衛施設の運用により」と規定をする限りは、しかも「住民の生活又は事業活動が著しく阻害されていると認められるもの」が、こういう表現をされる限りは、そういう解釈になるのじゃないですか。あなた方がいうように、大蔵省が少し言っているように、飛行場、演習場に限定するのだという文面にはなっていない。それならこの条文を直しなさい。

○小幡政府委員 私が申し上げましたのは、場所を移すということとは、現状ではやらずに、別途やる方法があるのでそれでやる。しかし、その場所も移さぬ、しかも地元民に非常に影響を与えておる場合の実態は四条でやっていく。財清君のほうは、場所が移らないうちに、そこで迷惑を与えた場合だけを答えたものですが、私は、これは移さなければ解決しないし、また住宅が移れたからここにおる必要がないということが非常に明白になりま

した場合は、これは四条でなくて、別途、日米間の折衝で移してしまふということもあり得るわけでございますから、両方があるということをお答えしたわけでございます。当庁としましては、防衛施設の運用ということから、そこに施設を置いておいて運用された場合にその周辺に迷惑をかける場合、この周辺でこうしてくれ、移転は別のほうへ回す……。

○大出委員 そんな答弁は通りませんよ。いま私はわかりやすいように、ランドリーはこういう関係にあると言っただけのこと、ランドリーは現にあつて、まわりが迷惑をこうむつておる。変わらない。そんなことなら飛行場は永久にどこにも移らないですか。安保条約が結ばれて今日まで、世の中はこれだけ変わつておるわけでしょう。ソ連を相手の対ソ戦略が対中国になるでしょう。これだけ世の中は変わつておるじゃないですか。そうでしょう。そうすると、飛行場そのものだって、永久にということにはならないのです。安保条約だって、まだ十年延長することはきまつてないのです。そうだとすれば、飛行場だって移る可能性がないわけじゃないのです。まかり間違つてどんなことが起こるかかわらない。東京都の地すべりじゃないけれども、世の中がひっくり返つて、政権が移れば廃止ということになりかねない。わからないでしょう。だから私は、そういうことを理屈を言おうというのではなくて、現にあつて、相当長期にわたりそうだと考えられるという状態の中で、しかも過去から今日まで、戦後二十年も生業に非常な迷惑をこうむり続けている。これは明らかに「当該防衛施設の運用により」なんです。だとすれば、——これは私は一つの例しかあげないけれども、全国の各地にはこういう例がたくさんある。私がいうように、基地があることによつて受ける被害、つまりこの「当該防衛施設の運用により」というのは、存在、維持管理、その他自体が問題だという解釈さえできるわけですよ。そうだとすると、たいへんなその周辺の被害というものがあつた。だから私は、先ほど冒頭に、この

なっていると私は思うわけであります。そこで質問をしているわけであります。

ところで、時間の関係もあるようでありますので、あわせて「事業経営の安定に寄与する施設」とは、一体何と何をさすのかという点を、お話しただきたいわけであります。

○財満政府委員　事業経営の安定のための施設と申しますのは、当面農業用施設、畜産用施設、林業用施設、水産業用施設、港湾用施設、その他防衛庁長官が必要と認める施設ということで、さきにあげましたものは、現在考えられております典型的なもの、それからさらに、将来起こり得るものにつぎまして、防衛施設庁長官が定める施設の中でつけ加えていきたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

○大出委員　土地改良だとか、農地造成だとか、サイロというようなものはどういふふうになりますか。

○財滿政府委員　三条でいたさないものにつきますして、いまおっしゃいましたものも対象に取り上げていきたい。いわば政令の中にそのような大分類的なもの、農業用施設とか、水産業用施設、こゝういふようにあげていきまして、さらに多数の施設が細分類的には出てくると思います。したがって、それは別途訓令の中で設けますが、そのような方法で表示したいといふふうに考えており

ます。

○大出委員　そうしますと、大分類的にこの三条の政令のほうにはうたつておいて、細部についての分類は、別途そのつどということになりますか。そういう取り扱いをするわけでございますか。

○財満政府委員　一応典型的なものにつきましたは、ただいまでも内容がわかつておりますので、それは急いで訓令の中できめておきたい。さらに、その訓令の中に漏れておって、将来生じてくるようなものがございますならば、そのときにつけ加えていきたい、こういうふうに考えております。

大出委員　それから軍艦法なんかの関係の軍港

一七

いうふうなもの。それから演習場の中には、演習が行なわれなくても、演習場があるということによって、入り会い権の問題とか、いろいろなことが起こっておりますが、これは農民にとっては、例の北富士の入り会い権なんというのは生命だということ、のほりを立てて長年大騒ぎをやってきたわけでありまして。そういうものは、一体どういうふうになるか。

○小幡政府委員 港灣につきましては、大体大型船等の係留施設なんかを主として、施設を提供してはならない。ただ、その港灣の施設の中でごく少数のものにしか利用してないものは、行政施設の場合にはあるかもしれませんが、港灣としては特に政令ではうたわれないという方針であります。

それから北富士のような入り会いの問題は別個の問題でございまして、契約の問題でございまして。われわれとしては、御承知のように、入り会い権は政府としては否定しておりますが、実質的にはいろいろな内容をいいますが、補償等を出しておるといふ状況で現実的には解決する道があると考えておるわけでございます。

○大出委員 そのが実はこの法律の關係で法律をつくる以上は納得できない。というのは法律に基づかぬ見舞い金だ、云々だという措置はたくさんあったわけですね。たとえば射撃場なんかの場合に、海に向かつて撃つわけですね。そうするとタンカーその他船が来ると、ぐるっと回っていかなければならぬ。そういう場合に、時間的に、燃料費その他含めてたいへんな損失をこうむる。見舞い金を出す。ところが、これは官庁機構ですから、見舞い金を申請したって、一週間も十日もかかって、仕事にならぬ。みんな泣き寝入りで、あきらめちゃっているわけですね。そういうものを、おそろしくこの法律のどこかで予定しているのではありませんか、そういうものを取り上げて、法律で何とかしてやろうというところになってきている性格のものが、この法律なんです。

○大出委員 そうだとすると、北富士の入り会い権ではな

いけれども、あなたの方のほうは入り会い権を否定されておるわけでしょう。そうすると、別途といても、つかみ金が見舞い金か、何かを予算措置でやる以外にはない。法律的根拠は何もないでしょう。そうなるつてくると、この法案が提案されていくというのに、将来に向かつてそういうものを別途法律によらずにやっていると、だとしていなければ、いささか私はふに落ちない。だとすれば、なぜこれに入れないかということになる。そこはどうか。

○小幡政府委員 入り会いの問題は、施設の内部へ入るかどうかという問題であります。本法にありますが、施設周辺の地域ということになっておるわけですね。ちよつと本法にはないが、ないものから、別途行政措置でやっていたいと考えておるわけですね。その方法で打開できるものと考えておるわけですね。

○大出委員 基地内部の問題もあることはいろいろ承知しておりますが、それだけではありません。たくさんあります。そういう場合に、せつかく法律をつくるならば——法律をつくっても、なお法律に基づかないつかみ金のようなものが予算措置で行なわれるという旧来の形というものが、何年か放置をされるということになりかねない。だとすれば、なぜそれをこの法律自体に入れないかということの問題であります。

○小幡政府委員 この問題は、米軍の管理権の範囲で認めておる問題でございまして、それに対して見舞い金を出すという特殊なケースで、そうたくさんは例のない問題でございまして。法律上解決するところまでは持ち上げる問題でないと考えておるわけでございます。

○大出委員 いまのお話で、そういう理屈になれば、それは地位協定の三条あたりと地位協定の二十四条の関連が出てきます。どこまでが施設でどうなつたか。ゴルフ場まで出てくる。そうすれば、日米協議をしなければならぬということになってくる。特損法から民特法からみな出てくる。いまのような答弁が出てくると、全体としてそこまで

入らざるを得なくなつてくる。

それは、しかし、時間等の關係がありますから、最後のほうで申し上げようと思つておるわけでありまして。先ほどの軍港等の場合、舞鶴とか横須賀とか——舞鶴には今日まで見返りのいろいろやられてきておる。それから、それからできていないところ、区分けをすればいろいろあります。そこあたりを私は聞いておる。先ほどの御答弁はわからぬわけではございません。たとえば横須賀に例をとれば、どういふふうにお考えですか。

○小幡政府委員 横須賀は第四条に入ります。○大出委員 ここでもう一つ念を押しておきますが、先ほど財清部長とやりとりのありました例の公民館、これは防音となりますと、三条の関連でつか。公民館が出てきますから承りたいのですが、先ほどの公民館は、予算官庁との折衝その他の段階で、公民館の防音措置その他——さつき建てるというふうなことをおっしゃったんですが、それは三条ですか、四条ですか。

○財清政府委員 公民館につきましては、四条で考えております。○大出委員 それじゃ三条のほうの防音措置、すなわち現在ある公民館は対象にならないわけですか。

○財清政府委員 現在あります公民館につきましても、この改築あるいは増築と申しますか、そのようなものがありました際には、一応検討してみたいと思つております。

○大出委員 つまり現在ある公民館を改築をして、鉄筋にして、防音措置をするとかいう問題も起こつてくると思つております。公民館の位置があまりすから、なかなか新しく建てるというたつて、市町村というものは、土地まで考えるわけにいきませんから、そうすると、現行のものが一つ問題になる。学校の側も、先ほど申しましたけれども、出る。ある意味でそういう考え方にならなければならぬ。面も出てくる。その場合、特に静穏を必要とするかどうかということが問題になりますと、公民館というのは使ひ道が千差万別、多岐にわた

りますので、必ずしも図書館のように静穏を必要としないということになるかもしれない。そういう観点から私は聞いておるのですが、そのようなところを三条、四条とのからみ合い、どちらでもけっこうですけれども、どのようにお考えですか。

○財清政府委員 先ほど来御説明申し上げましたように、三条の二項につきましては、音の強度、強度について、その定める基準というものを非常に厳格に考えてまいりたい。四条になりますと、その点がゆるやかに相ならうかと思つております。

○大出委員 つまり、四条のほうがやりにいいということになるわけですか。

○小幡政府委員 都市条例と同じでございまして、騒音關係の条例を見ましても、大抵病院、学校が主でございまして、なかなか三条の騒音で公民館をどういふこととすることは判断ができませんから、四条でまいらうというところにしております。

○大出委員 この政令の中身が大体おぼろげながらわかつてまいりました。そこで、この本文のほうに返りまして、さつきから私が問題として取り上げております「防衛施設の運用」という面のワク、範圍の問題なんです。すいぶんこれは限られたものになつてしまつたというふうな思ふわけですね。たとえば、生活環境という面、「生活環境施設」という面であれば、道路とか、あるいは水道、ごみ処理、公民館、消防などというところ、乳児園なんかもこれは生活環境施設の中に入るのではありませんか。そう思ふわけですね。そういうふうなところ、それから「事業經營の安定に寄与する施設」農業、畜産業、林業、漁業などというふうなもの、あるいは土地改良、農地造成、サイロ等々、いろいろあると思ふのですが、そういうことになつてしまつた、これがいうところの「当該防衛施設の運用により」、このワクなんだという、大筋からいって、こういうことになりまして、そうすると、すいぶん狭いことになると思ふのですが……。

○小幡政府委員 防衛施設の運用でいうのは、最も広い概念として考えております。つまり、施

設の維持管理を含めまして、その他パリエーションは全部入っておりますので、大体これでカバーできると思っておりますが、設置が入るかどうかという御意見があるかと思ひますが、これにつきましては、当初つくりまして、大きな施設等は済ませまして、あとは維持管理という面で大体カバーできますので、概念といたしましては、その問題が起りました場合に、あとは実質的にこれから漏れるのではないのか。何を入れるかは、その時代、社会環境等によりまして条件的に変わってまいりますけれども、概念としては、一番広いパリエーションでという概念で考えております。

○大出委員　そのすると、当初私が申し上げたように、非常に幅の広い解釈をこの条文自体はしてよろしいということになりますね。設置ということは、私が言っているのは基地のあることによつて――それは皆さんの言うのは管理維持、こういう理解になりますから、そういう、ある意味では、基地があることによつてという意味が含まれる。つまり非常に広い意味だ、こういうことになります。先ほど大分類をすと言われている政令の内容は、五億円という予算のワケを考えて皆さんを言っておられるように受け取れるので、それならばそれで、将来に向かってこの本文に規定していることを、非常に広い意味で、著しいと言つたつて何が著しいかという明確な基準はないのですから、私がさっき例に上げたことは、著しい、質的に考へれば、制度的にも大きな影響がある。だから、そういうふうな理解すべきもので、当面予算官庁との折衝の過程で、金と見合ひで、この程度の大分類をしておくといいことで処理をせざるを得ない段階にある、こういうふうな理解をせざるを得ないと思うのですが、いかがですか。

○小幡政府委員　この点は、実は初年度でもございまして、予算を出します当時、まだ法案というものが真の姿に固まっていなかったという点もございまして、先ほど政令の關係で申しましたような關係で初年度は五億円としたのであります。

なお、実質的にはこれに該当するような従来の予算の中でありましますものを加えますと、十三億少しになるのではないかと思つております。

○大出委員　長官が所用のようでございますので、政務次官に承つておきたいと思ひますが、いままでのところにつきまして、私が先ほど政務次官がお見えにならぬ前に、この法律の新しい条文、四条件をめぐつて、「防衛施設の運用により」ということで、非常に広い範囲に運用ができるようになっているので、基地をめぐるいろいろな紛争の取り扱いについて、基本的な理念の面で大幅に広げられてきた、こういうことに理解したいと思つたのだが、こういうことを申し上げたのですが、いろいろ内容を確かめて元へ戻つて再質問を申し上げましたが、そういう理解をしていい条文だといふ、いま小幡施設庁長官の御答弁があつたわけ

です。

ただ、しかし、予算初年度ということも含めて、当面こういうワケの中ぐらゐを考へるのだというわけでありまします。その辺を次官のほうからも御確認をいただきたいのと、だとすれば、本文のほうをそういう趣旨だとするならば、本文のほうに向かつて将来御努力を願わなければならぬと思ひますが、そこらも念のためにお答えを賜りたいと思ひます。

○井村政府委員　この第四条は、これは私どももいたしましては、できるだけ広い範囲に解釈したいしております。少なくともこういうふうな基地の運営に關していろいろ住民が迷惑をこうむる、これをできるだけあたたく救済してまいりたいといふのが、初年度の考へでございまして、これとしては初年度でもあり、先ほど長官が言つておりましたように、予算の折衝段階には、この法案が海のものとも川ののものともまだ確定しておらない状態であつたものだから、こういうふうな少額でありますけれども、将来財政の許す限り徐々に増額してまいりたい。しかし、いろいろな厳密な意味においてどう運営していくかといふことは、一にかかつて時代の進歩あるいは地方住民の生活態

様も変わつてくる、また自衛隊においても、時代の進歩によつて、いろいろ使つ兵器その他も変更が加えられるから、そういうふうなことに即応して随時考へていかなければならぬのじゃないかといふふうな承知いたしております。

○大出委員　この項の最後に、市町村に限られた点について長官から先ほど御答弁がありまして、私はこの条文としては納得いたしかねるわけでありまします。というのは、現実に直接緩和しなければならぬ県等があるわけでありまします。ところが、それは政令の段階で、これは大蔵等との折衝の過程を通じて、別途特別に、そういうものがあれば考慮の余地があるという実は答弁でありますので、そこらところは關係の都道府県の方々の立場もありますから、最後に念のためにもう一ぺん、その確認をしておいてよろしいかどうかという点をお願いしたいと思ひます。

○井村政府委員　御指摘のように、周辺の市町村のみでなく、やはり都道府県の段階でいろいろ関連があるじゃないか、やはり都道府県も入れたらどうかといふふうな議論もあつたのでございまして、けれども、何分初年度は非常に貧弱な予算であるから、都道府県の規模は事業をやつても非常に規模が大きい、それではそのほうに全部食われてしまふじゃないか、やはりいまのところは、非常に財政の貧弱な弱小町村をまず対象にしてやろうじゃないか。そこで大蔵省では、いろいろ折衝の結果、その段階においては都道府県との関連の必要が出てくる場合には行政措置で十分めんどうを見る、差別をしないといふふうな言質もわれわれ得ておるわけでありましますから、その点で御理解をいただきたいと思ひます。

○大出委員　少し急ぎます。政令のほうでいきますと九条になります。本法の条文でいいますと法第三条に基づいて「必要な工事」といふの文言、並びに法第四条の「必要な措置の範囲」といふ文句がございまして、これにつきまして皆さんのほうでどういふふうに政令事項としてお考へになつてゐるか。

それから、これと関連をいたします「防衛施設庁長官が定める」といふ、これは補助率の關係だとか訓令、政令の關係だとか、こうあると思ひますが、ありますが、こころのこころをますます御説明をいただきます。

○財満政府委員　第四条のほうから申し上げますと、第四条件の「必要な措置」と申しますのは、先ほど来申し上げましたような生活環境の施設または事業經營の安定に寄与する施設につきまして新設、改良、増改築、補修等を行なうこと、及びこれらを実施する者に対してその費用を補助するといふことを定めておるものでございまして、それが「必要な措置の内容でございまして、第三条の「必要な工事」につきましては、いわゆる対象施設名、それから障害の実態、防止等の対策、關係防衛施設等に関連いたしましてそれぞれ定めていくものでございまして、農業用施設につきまして一例を申し上げますと、機甲車両その他重車両のひんぱんな使用、射撃、爆撃その他火薬類のひんぱんな実施により演習場が荒廃するといふ場合に、用水路、排水路等の新設、改修等を行なう、あるいは農業用施設につきまして機甲車両その他重車両のひんぱんな使用に伴ひまして演習場内の林道が損耗いたします場合に林道のつけかえを行なうといふふうなもので、それぞれ具体的に考へてまいりたいと思ひます。

○大出委員　この九条の政令は「法第四条の生活環境施設及び事業經營の安定に寄与する施設の範囲」といふ二つ並んでいふわけですね、いまの必要な工事、必要な措置とあわせて……

ここで私のほうから具体的に質問いたしますが、この範囲は、飛行場、射撃場、演習場、特定の港湾、こういうふうなものが入るといふ理解でいいかどうかという点、それから飛行場なんかの場合、著しく阻害されているもの、たとえば府中の関東村などという場合ですね、それから射撃場、これもひんぱんに使用されているといふので、三沢、水戸、福岡の芦屋、軍艦法の恩恵に浴していないといふか、浴し方が足りないといふ意味で軍艦横

須賀もさき入ると長官がおっしゃいましたが、あるいは演習場は七十五ミリ以上の火炮を使う実弾射撃演習場などというふうな分け方と考えていいのかなどという点ですね。

○財清政府委員 たいだいま例にあげられた住宅の場合を除きまして、飛行場、それから射撃場、実弾射撃をいたす演習場、港灣等はその対象になると思います。

○大出委員 関連をいたしますが、政令部分の第十條になりますね、「法第五條第一項の政令で定める飛行場」、こうなっておりますが、これはジェット機とただ単に言いますが、いろいろ種類がございしますが、どんなふうなものを主動力とするものというふうにお定めになるつもりでございますか。

○財清政府委員 ジェットエンジンを主動力とするというふうに考えておりますが、これにはいろいろ種類がございします。さしあたりターボジェットエンジンと主動力とするものに限定しておきたい。そのほかターボプロップ、ターボシャフト、いろいろあると思いますが、ターボジェットエンジン、通常われわれの理解しておりますジェット機というものに限定しておきたい。

○大出委員 政令部分の十一條、法律でいいますと第五條の第一項の規定、これは「防衛施設庁長官が指定することができる区域は、航空法第二條第七項に規定する進入表面及び同條第九項に規定する転移表面のそれぞれの投影面と一致する区域の区域とする。」これが政令の表だと思ふのでありますが、ここで私が聞きたい中心点は、進入表面、それから転移表面というものがどの程度のキロ数で考えられているか。転移表面が入ってくるわけですが、そこらのところをひとつ明らかにしていただきたい。

○財清政府委員 航空法に定めております進入表面、転移表面、これは大体自衛隊あるいは駐留軍の飛行場につきましては、これを具体的に適用いたしますと、滑走路の着陸帯の先端から幅四百五十メートル、それから滑走路の方向に向かいまし

て約三千メートル、その辺まで参りますと千二百メートル程度に上がると思ふます。つまり幅が未だがりて広がっていくと思ふます。つまりそれが進入表面でございします。それからまっすぐに線をおろしまして千二百メートルの幅ですつと滑走路に平行して線をおろしてまいらる場合、その横ちょよに当たります部分がいわゆる転移表面。それで政令で定めておきたいと思ふますのは、それぞれの投影面と一致する区域の施設ということでございますので、いま申し上げました進入表面、着陸帯先端では四百五十メートル、それから三千メートル向こうに行きましたときにはその幅が千二百メートルもつてまっすぐに開いた土地をここで一致する区域内というふうに考えておるわけでございますが、こゝまでまいりましたので、そのついでに申し上げますと、その三千メートルの範囲の中で防衛施設庁長官が指定する範囲は、飛行場周辺地域における航空機の墜落事故の発生地点の分布状況、それから住宅等の分布状況、土地の利用状況及び地理、地勢を考慮いたしまして、合理的にこの三千メートルの範囲内でどこまでとるかを定めてまいりたい、こういうふうにお考へておるわけでございます。

○大出委員 ちょっとそれについて疑問があるのですが、転移表面が入ってきたことはある意味でわかりませんが、昭和三十五年十月の閣議決定がありましたね。この閣議決定によりますと、進入表面です、千二百ですか、一・一キロだったと思ふのでありますが、こゝらあたりの関連で、いま明確にされないのでも聞かれますが、予算の關係もありませんが、どの辺で線を引きかけるのでありますでしょうか。入る、入らない重大な問題があります。

○財清政府委員 先ほど申し上げましたように、個々の飛行場につきましても申し上げましたような墜落事故の発生地点の分布状況、それから住宅等の分布状況、それから土地の利用状況等、す

べて異なってくると思ふます。したがって、私どももいたしましては、この際、画一的なきめ方ではなくて弾力性のある合理的な方法できめてまいりたい。確かに、先生おっしゃいましたように、三十五年の閣議決定の際には千メートルでございした。それから昨年の七月三十日の基地問題閣議懇談会特別幹事会における決定は千メートルでございます。しかし、それをさらに弾力性のある、個々の飛行場の状況に即応したものできめてまいりたいというふうにお考へております。

○大出委員 時間がありますから、二つ列挙的に聞きますので、お答えいただきたいのですが、閣議決定が千メートルですか。

○財清政府委員 そのとおりでございます。

○大出委員 そうしますと、個々の例はわからぬということでございますが、個々に違ふというのですから、例をあげますが、厚木の場合はどうなりますか。

○財清政府委員 完全な調査は終わっておりません。ただ、私も着陸帯の先端に近いほうから順次集団移転をいたしたいと思ひまして、調査いたしております。なお、全体的な調査につきましては、特に着陸帯を離れてまいりました方面の状況につきましては、なお今後において検討する、調査するというところでございしますので、その際に明らかにしたいと思ひます。

○大出委員 一時半という御連絡をいただきましたのですが、二、三分しかございせんので、もう二つばかり簡単に質問をいたします。委員長にお断わりしておきますが、決して横にそれて遊んでるわけではないのです。きわめてまじめに質問をしておりますが、時間がないのでございせん。実は、ここに非常に大きな問題がありますのは、税金の問題なんです。土地を売る、建物を売る、あるいは新しくそれを買って取得する、こういう關係が起るわけですね。今回は転移表面まで入って、広がって起るわけですね。その場合に、完全に税金はとられるわけなんです。これが一

つ。もう一つで付随する問題は、大和市の実例を申し上げますと、宅地の買い上げの坪当たり単価が、昭和三十七年度四千二百五十円、三十八年度五千六百円、こういうわけですね。これは私の知る限り、ずいぶん安過ぎる単価だと思ひます。こういう安い単価で売り買いをせざるを得ない、騒音その他の状態があつて。今回は少し前向き、五條というのでも現在の措置を少し進めようという気持ちがあるように見受けられるわけですね。まだどうお答えをいたしたくありませんが、それであれですが、ということになりますと、そういう安い売り買いにならざるを得ない状態に加えて、税金を目一ぱいとられたのでは、まさに泣きつらにハチになつてしまふわけでありまして、まあ大企業の特別措置の例もあることでございますし、ベトナム特需の物品税の免税もあるわけですし、いつか私ここで法人税について聞いたら、大蔵省はわからぬというが、そういう面も一面あるのですから、こういう深刻な問題については、特別の措置を考えられて私はしかるべきものというふうにお考へるのですが、泣き泣き持つていかれる。これは陰で、つまり個人個人いまの土地の売り買いを見れば、表価格幾ら幾らというので、あとふところからふところへ金がいっちらうのです。これはいやでもおつても表面に出る。そういう事情になるわけなんです。そうしてみますと、特殊なこの種の税金というものは、その土地を持つてゐる人の身にもなつて考へてやらなければいかぬという気がするので、この点はひとつまずければ大蔵省でも何でも呼んで聞きたいと思ふのですが、理屈があるのですから、これは旧来要求のあるところでありまして、どういふことになつてゐるか、御答弁いただきたいと思ひます。

○小幡政府委員 たいだいま御指摘のございました集団移転等をやつた場合、土地を買い上げた場合、その所得税の減免ということがあるかと思ひます。この点につきましては、われわれももつともだと思ひますので、いま大蔵省と協議はしております。さらに、ちょっとケースは違ひますが、こ

とし今国会に建設省から土地収用法に関する改正案が出ております。この中でも、これは基地の内部の買い上げた土地についての問題ですが、それにつきましても、ある条件を付して買い上げた場合には免税点が引き上げられるという問題がありまして、これにつきましてもいろいろ折衝いたしまして、自衛隊、米軍基地ともども本法の適用を受けるように訂正してもらった経緯もございますので、なお、いま御指摘の基地外の周辺、滑走路の延長上の問題等につきましても、なお努力を重ねたいというふうに考えております。

○大出委員 九条の特損法の関係が実は大きな問題として残りましたので、なるべく時間をかけずに御質問をと思ひますけれども、これをやりますとまた一時間近くかかりますので、いまのところでの御答弁、地価の、買い上げ価格の基準等につきましても安過ぎるという状態は、何とかしていただかなければ困るわけでありまして、これといまの税金の問題、特に皆さんのほうで御配慮いただきたいと思ひのです。

○財満政府委員 土地の買い上げの問題につきましましては、確かに数年前におきましてそのような状況があったと思ひます。ただ、四十年の末におきまして買い上げをいたしました際には、宅地につきましましては一万二千元ないし一万三千元という価格で御了承をいただきました、われわれのほうでは買い入れをさせていただいております。農地は九千円ということでございましたけれども、いずれも地元の方々、所有者の方々が納得してお譲り渡しを願ったということになっておりますので、御了承を願ひたいと思ひます。

○大出委員 あと少し残っているのですが、きょうはこれで打ち切ります。

○木村委員長 次会は、明十一日午前十時理事会、十時半委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時三十六分散会

